

鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例検討会（第 12 回）記録

会 議 年 月 日	平成 24 年 3 月 15 日（木曜日）		
開 会	午前 10 時 0 分	閉 会	午後 4 時 3 分
場 所	市役所本庁舎 6 階 第 1 会議室		
出 席 者	座 長 中西照典 副 座 長 下村佳弘 構 成 員 上杉栄一 上田孝春 高見則夫 角谷敏男 田村繁巳 オブザーバー 長坂則翁 太田 縁		
欠 席 者	なし		
事 務 局 職 員	事 務 局 長 中村 英夫 事 務 局 次 長 田中 利明 事務局長補佐 片山 学 調 査 係 長 太田 潤一 議 事 係 主 任 金岡 正樹		
執 行 部	財 産 管 理 課 長 足立 博文 財 産 管 理 課 主 幹 福井 一郎 庁 舎 整 備 局 長 亀屋 愛樹 庁 舎 整 備 局 専 門 監 前田喜代和		
会議に付した事件	別添資料のとおり		

第 12 回住民投票条例検討会（3 月 15 日）

◆**中西照典座長** では、時間がまいりました。これより鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例検討会第 12 回を開催させていただきます。先回は一応、結が出された案を基に、この概要等、いわゆる関連情報を皆さんで協議していただいて、作成していきたいということで同意を得たところであります。資料を見ていただきますと、まず、この関連情報を以前、これについて、その次に一応、一応と言いますか、結が出されました元の素案をつけております。パーツもつけております。それから、もう 1 つは建築士事務所協会からの報告の内容をまとめさせていただいております。それと、もう 1 つ、この敷地の問題がそれぞれ出ているようですので、この敷地についても敷地図を付けさせていただきました。それで、進め方としますと、まずこの本庁舎の耐震化の問題、それから、駐車場の問題、もう 1 つは第 3 庁舎の問題と、これが 3 つ大きな考え方、あるいはまとめていかなければいけないことがあります。まず初めに、それぞれについて問題点等お話ししていきたいわけですが、やはり金額ということは非常に大きな問題ですが、ここに係わるとなかなか進んでいけないので、金額は大まかに、例えばこれでいくと上がるだろう、あるいは下がるだろう、そういう話の中でまず概要を初めに固めていっていただきたいと思うわけでありまして。そういうところで進めていきたいわけですが。はい、では上田議員。

◆**上田孝春議員** そういった、座長が今言った問題に入るまでに、ちょっと 1 つ整理をしていただきたいなというふうに思うのは、この前の 9 日と先般の 13 日でいろいろ議論を尽くしてきたんですけども、その 1 つというのは、結局、設計事務所協会から上がってきたものについて是とする、非とするという、この会でも議論がちょっと別れたわけですね。そういった中でそのものが分かれておって合意ができていないという状況の中、踏まえて、先般別れたときには一応 B 案、最初に出した B 案をたたき台として議論していこうという話になっておるわけです。ですから、設計事務所協会から上がってきたものが全会一致で合意ができていないという 1 つの考え方の中で、私が申し上げたいのは、議会のホームページに、ホームページにこの設計事務所協会から上がってきたものが載っておるかたちですね。載っておるというふうにならばちょっと僕は認識をしておるんですけども、いわゆるこの問題はやっぱりある程度これが決着つくまでは、やはり特に合意ができていないものについては、議会のホームページから私は削除していただきたいというふうに思うわけですが、そのことを整理をしてから次に進めさせていただきたいと思えますけど。

◆**中西照典座長** 今の提案につきまして、議員の皆さんどうですか。はい、角谷議員。

◆**角谷敏男議員** 経過から言うと、1 月の 6 日には検討会ではやり取り、若干の質疑応答の中で、そのまま載せるということだったんですね。それは全体としては我々が議会として依頼した構造物がきちっと精査をされるという認識の下でしたから、私もちょっとそういう、耳に入りましたから確認してみましたけど、何のコメントもなしに載せてしまえば、それは議会として受け入れたというふうに受け止められるし、この議論とはまた実態的には合っていないわけで、そういう点から言うと、これを掲載しないというふうにして、議論が議論として進むように私

は進めていくべきだなと思います。

◆中西照典座長 はい、上杉議員。

◆上杉栄一議員 私は残念ながら見ていないんで、その内容がちょっと分からないですけども、どういう内容でそれが、どういう内容というか、そのホームページに、それはおそらく委託した結果こういう報告でありましたよということでありましょうけれども、議長もそれこそ資料を全部公開するという話の中で、事務局がそれをホームページに載せているだろうというふうに思います。今、議会の中で、この委員会でこれを今、検討して、このあと、このあとというか、この検討の結果、まさに議会としての対案、そのB案が出てくるでしょうから、この議論の無用な、それこそそういった無用なそういったあれを避けるのであるならば、新しい対案が出るまでは一応削除しておいた方がいいのかなと思います。

◆中西照典座長 はい、高見議員。

◆高見則夫議員 ホームページにどういうかたちで出てるか、よう分からんけども、我々はその成果についてはやはり公表するというのが最初の話し合いだったというのも思います。ついでには市民の皆さま方が、なぜこういう成果が出ておるのに、現在検討しているんかという検討経過等も知ってもらうためには、やっぱりそれはその後のその経過もあせて載せておいてもいいんじゃないでしょうか。特別支障がある部分があれば削除することも考えてもいいと思いますけども、内容ちょっと分からんもんですから、私は経過等も含めて市民の皆さんに公表しておいてもいいと思います。

◆中西照典座長 ちょっと、上杉議員。

◆上杉栄一議員 この検討会もタイムリミットがもちろんあるわけですし、これ、きょうは集中審議。21日の閉会までには議会としての対案ということになれば、今、ホームページに載せているその資料等々について、結果としては今まで載せていた。要するに3日、4日、できればそれは例えばあと5日ほどすれば議会としての対案が出るということであるならば、そういう前提で、今、話をしているわけだから、そうすれば議会としてのB案を議会のホームページに載せればいいわけだから、それをあえて載せて無用な混乱をするよりは、それを避けるべく議論を進めるためには一応削除しておいた方が私はいいというふうに思います。

◆中西照典座長 はい、田村議員。

◆田村繁巳議員 この報告書を市民に知らせるということは、元々そういう合意が得てされたもんですから、この時点においてホームページに載っているということは、それに従ってやっているということであろうと思っています。私もちょっと内容をどこまで載せているかというのはちょっとよく分からないんですが、これがかなり次のステップに行くのに支障があるということであれば、それはここで合意が得られれば、それはそれでいけるかなと思いますけども、一応ここまで、今、載っていることに対しては、当然これは議長の判断ですね、最終的結論。それで、皆さんの合意を得て進んできているもんだということだけは、しっかりと認識しておかんといけんと思います。

◆中西照典座長 副議長。

◆下村佳弘副座長 はい。

◆**下村佳弘副座長** これは、委託の結果を公開するという事で皆さんが合意してやられたことだというふうに考えておりますし、それはそれで見てる方に、ホームページを見ていただければいいと思うんですけども、今の状況でこういうことが障害になるから先に進めないというふうなことがあるのなら、議長の判断でその成立するまで外されてもいいのかなというふうに思います。

◆**中西照典座長** ちょっと私が今聞いていて、ちょっと今の時点の思いを言います。要は、昨日も言いましたように契約は今の時点では正規に成立しているわけですが、それは、問題は我々は住民投票条例を皆で合意して進めていきたいということであります。それで、上田議員の方から、やはりそういうものがまだ市民のところに未だに上田議員とすれば、いわゆる問題がある報告書ということになるんでしょうか、言葉は悪いけども、それが未だにホームページに掲載されることに非常に次の住民投票条例を成立させるために、作成させるために非常に大きな問題であり、やはりそれが掲載されるかぎりにおいては次に進めないということですね。そういうことであるならば、ここの一番の使命は住民投票を進めるということです。ですから、そのことにおいて、その報告書自体が問題、今のところ私は正規な手続きでできていると思いますが、そのことで下すのではなく、少なくとも住民投票条例をここで皆の意見の中で成立させるためには、そのことが非常に障害になるのであれば、きょうですね、一応きょうのうちに削除をと思いますけども、ちょっと事務局の意見をお願いします。はい。

○**中村英夫市議会事務局長** はい。

◆**中西照典座長** 中村局長。

○**中村英夫市議会事務局長** 議長のご指示に従います。手続き的にはすぐできる。

() ええ、はい。

○**中村英夫市議会事務局長** この手続き的には、事務的にはすぐできますので、はい。

◆**中西照典座長** では、きょうのうちにということで、よろしいでしょうか。はい、田村議員。

◆**田村繁巳議員** それはそれで判断されたことでしょうか、先ほどやはり高見議員さんが言われたように、議論の過程を市民に知っていただくという部分は、当然必要だろうと思っておりますので、それはそれなりの考え方が示されるのか、その過程をやっぱホームページでもしっかりお知らせするという事は大事なことだろうと思ってはいますが、この点についてあれば。

◆**中西照典座長** 今、検討会が今日で12回目を迎えております。今言われましたように、ここ、その報告書は削除するにしても大変だと思いますけども、1回から12回における主な議論とか、そういうことを市民の方に事実に沿って情報提供をするということは僕も必要であろうと思います。このことについては、報告を載せていくということについてはどうですか、皆さん。1回2回の検討会における、どういう検討をなしたかということをしていくと。それは事実に対してやっていくと。ただ、時間的に、今事務局の方の時間的なことがあるんで、今日、明日にせえということはなかなか難しいと思いますけど、そういう方向でいくというのはよろしいですね、はい。じゃあ、上田議員、はい。

◆**上田孝春議員** 誤解のないように聞いてもらいたいというふうに思います。先ほど、議長が最

終的には住民投票条例を作るのに支障があったらならんからというかたちで、削除するというかたちで判断をされて、事務局の方に指示をされたから、それはそれでいいですけどね。僕は申し上げたいのは、また蒸し返すような話になるかしらんけれども、当然さっき高見さんや田村さんが言われたように、その経過について報告することはやぶさかではなかったというように、私は思っているんです。ですけども、出てきた結果が私はあまりにもちょっと、その契約とかに従ってないと、沿ってないという思いの中で、今まで2日間議論をしてきたわけですからね。やはりそれが37億4,000万というものがポンと出て、これが対案というかたちで市民に受け止められたら、やはり住民投票を実施する上で大きな問題になるというかたちの中で、判断でさせていただいておりますからね、ですから、やっぱりいい情報やそれからこの検討会で合意がすべてが合意形成できたもんであれば載せればいいけれども、そういった合意形成ができてないからやはり削除した方がいいというかたちで言っているんですけどね。やっぱりここをちょっと誤解しないように聞いといていただきたいです。

◆**中西照典座長** それぞれの、これはそれについての思いはそれぞれこないだから、それぞれ述べていただいています。それは上田議員のはっきりした思いですし、そうではないと思います。だからこれに入っていくとまた蒸し返しになりますので、だから一応先ほど言いましたように、今載っているのは住民投票条例を作る上で、削除した方がいいという判断で皆さんしていただいて、それから1回から12回に決める検討会、今日は12回目ですが、それについての主な内容、どういうことをしたんだということ、どういうことを話された、そういう主な内容を市民のかたに分かっていただくために、これからしていく。それはちょっと準備がありますんで、いつからと言いませんけども、近日中にすると。事務局大丈夫ですか、ちょっと、はい、次長。

○**田中利明市議会事務局次長** はい。検討会の関係がホームページの情報提供の現状は、資料等については全部出しておるところであります。それで、議事の内容についてまでは載せておりません。はい。

◆**中西照典座長** それも、ただ出すときにはやっぱりある程度、皆さんの合意がいるんで、ちょっとそれをどういうかたちでするかは、また皆さんに。はい、どうぞ。

○**中村英夫市議会事務局長** 出すとすれば、全文、会話の全文というんですか、を出すようなかたちになると思いますので、そうしますと当然時間が、テープおこしとか、時間がかかります、即対応は、すいません。

◆**中西照典座長** 即対応はなかなかできません。そういうものを出していくんだということが、そのことで、ちょっと置いておきましょう。それで、内容については、どちらにしてもそれぞれの思いがありますんで、なかなかどの辺かというのは、また皆さんに情報提供の中身については、皆さんと相談せんといけんと思っております。一方的というのはなかなか難しい。上田議員。

◆**上田孝春議員** さっき議長が、近日中とちょっと言ったから、それをどうこう言うわけじゃないけど、やっぱり即削除して、さっきの分は、削除するのはすぐ、近日中にどうのこうのというて、そこをちょっと誤解、僕が誤解しているかも分かんけど、だから、その設計事務所協会から上がってきたものは、即今削除していただくと。

◆中西照典座長 きょう中にしてください。

◆高見則夫議員 ええだがな、座長に上田さんが言う分だけ、

◆中西照典座長 それは重ねて言う必要ないと思いますけども、削除はきょう中にすると。近日中というのは、情報提供はやはり事務局もいろいろあるんで、そういう話です。いいですか。はい、これについてですか、はい、どうぞ。

◆角谷敏男議員 議事録全文はなかなか難しいにしても、確かに私もきょうここに持ってきているんだけど、公式ウェブサイトで何月何日何時からどういう場所、それからどういう内容でということで、あと次長が言われたように、配布資料がPDFファイルで掲載されているわけですね。物足りないなという思いも私は前から持っているんですけど、おそらく相当これ全部を載せるとなると、チェックかけんといけんし、いつまでかかるんだろうかなと思います。それで、要点メモというか、議題となって、議論が平行線になったとか、まとまらなかったとか、最後議長はこういうふうにまとめて終わっただとか、そういうようなこともちょっと考慮した方がいいじゃないかなというのが提案で、これもまた議論したいと思います。それから1点、もう1つは、実は配布資料が3月15日のやつが、これですが、この前議論したやつ、まったくきょうの配布資料の1ページ目と同じなんだけど、載ってない、アクセスしたら。ちょっとなんか間違えじゃないかなと思うんだけど、私の家からもやってみたし、うちの控室からもやってみたんだけど、詳細はこちらへ、をクリックしても出てこないから、ちょっと、これもあわせて確認して見ておいて。

() 今日のですか。

◆角谷敏男議員 いや、今日のじゃないだ、今日のやつと同じのが前回出たじゃないですか、一昨日か。

◆中西照典座長 角谷委員、それは技術的なことですので、

◆角谷敏男議員 また、はい。

◆中西照典座長 また、載せないといけない資料が載ってないだろうという話ですね。それはちょっと確認してやりますので。

◆角谷敏男議員 はい。

◆中西照典座長 はい。資料はすべて公開すべきだと。

◆角谷敏男議員 13日のやつ。はい、分かりました。

◆中西照典座長 では、今、上田議員が提案されたのは、これでいいですか、次に進めさせていただいて。では、先ほど申しましたように、鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例の第2条第1項第2号案について、これはたたき台として書いてありますね。こっちの方ですね、結が出された、元々出されたところであります。それで、第2号案の概要というのは、もう一度言いますと、これは合意されているところでいきますと、現本庁舎の6階建て部分を耐震改修（免震工法）し、2階建て部分は取り壊す。2番目が現本庁舎の6階建て部分については現状維持を基本とし、設備（空調・給排水）について改修を施すと。もう1つは、現在の駐車場の一部に地上4階建ての新第2庁舎を建設し（3,650平方メートルで免震工法）、現本庁舎と渡り廊下で接続すると。次は150台を収容する半地下駐車場を設け、その上部に広場を設置するという

ことであります。

それで、まずは本庁舎の部分の耐震改修、免震工法について2階建てを取り壊すという、それから現本庁舎の6階建て部分については、現状維持を基本とし、設備について改修を施すという、まずこの本庁舎についてのところから入っていきたいと思います。それで、あくまで金額は今、これはなんぼということはないに、これを基にしてどういう工法が今なされて、それからこれについてのそれぞれの方の質問等があると思います。それで、ここに関連資料として建築工事費概算というのを基に出していただいています。この床面積、工事内容、それから備考、それから注としていろいろそこに書いてありますので、そういうことが基になって出ているわけですが、このことについてそれぞれ議員の方からご質問等をお伺いしたいと思っております。でも、どなたか。まず、上田議員が。はい、じゃあ、上田議員。

◆**上田孝春議員** 第2号案の概要というかたちでポツが4つありますね。その中で若干、僕の説明の不十分さというふうなところで、また皆さんにも十分理解がされていないというところがございますから、ここでちょっと僕の方から説明をさせていただいて、訂正と言うか、そういったことでちょっとお話をさせていただきたいというように思います。そのポツの4番目の駐車場の件です。駐車場で150台を、

◆**中西照典座長** ちょっと駐車場はまた、どちらにしても駐車場にいきますから、まず。一緒ですか、これは。

◆**上田孝春議員** いやいや、だから最初にここだけを。

◆**中西照典座長** いや、初めに、駐車場はちょっとすると、まず6階現本庁舎の方からいきましょう。どっちにしてもいきますからね、駐車場。だからそのときに、またそれぞれの今言われようとしたことは出させていただいて、あくまでも現本庁舎の分について、いわゆるこの概要にまとめたい。それで、この間の概要は、一応合意されているところで言いますとこれですね、この概要。この概要は、もう一度読んでおきます。現本庁舎の6階建て部分は耐震改修を行うとともに建物本体については現状維持を基本とするが、設備（空調・給排水）について一部改修する。それから現本庁舎の2階建て部分は取り壊すということが概要でありました。この内容が合意されているところですが、このことについて、それぞれの議員から質問をいただきたいと思っております。じゃあ、上杉議員。

◆**上杉栄一議員** この現本庁舎を、いわゆる新第2庁舎を増築をして、それで渡り廊下と言うか、空中の回廊で結んでという、その中でこの現本庁舎なんですけれども、これは協会の方から出ていた大きな問題が何点かあったわけで、その1つが例の機械室をどうするかということなんですわね。あれは県庁と違って機械室がこの本庁舎の場合は地下にあると。そうするとこの地下にある機械室を、要するに執務を行いながらということになると非常に無理があるんじゃないかという報告だったわけで、それであるならばエネルギー棟をつくってそちらの方に機械等々を移して、それから工事にかかるべきだと。だから、これはいろんな技術の論があるんですけども、このあたりをどうするかということが1点。それからもう1点は、これは市の執行部の方に聞いてみたいんですけども、増築ということになった場合に、要するに、いわゆるこの庁舎、これ建築基準法からすればこちらの方の、言ってみれば母屋ですわね、母屋と

それからあちらの方の簡単に言うと、分かれ屋みたいなかたちのもんで言うと、母屋のそれこそ延べ床面積の2分の1以上の分かれ屋を建てる場合には母屋の方も建築基準法で新しい基準にあわせて改修しなければならないというふうに、私、聞いているんだけど、その辺について、そのあたりについてちょっと執行部の意見を聞きたいと思います。

◆中西照典座長 前田専門監、前田専門監、じゃあ、お願いします、はい。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。説明いたします。建築基準法では建設時に適法に建てられた建築物であって、その後法令の改定によりまして、現在の法律に対して不適格な部分が生じた場合、これは法律用語では既存不適格と申します。それはそのまま使用しても違法というわけではございませんけれども、増築などを行う際には原則として現行法に適合するようにしなければならないということになっております。これに基づいて、この建物は昭和39年に建設されたようですけれども、この庁舎に増築するというふうに考えた場合には、建築基準法上の今の法規定が一部適用になるであろうというふうに考えます。主な点としては5点ほどあるかと思います。1つは、排煙設備というものがございまして、排煙設備とは火災などによって発生する煙を効率的に屋外に出し、建物内に煙が充満しないようにすることでございます。排煙設備は煙を排出する設備でございすけれども、その中には自然排煙とか機械排煙とかございます。自然排煙というのは窓から煙を出すと、機械排煙はダクト等を使って出すというものでございます。排煙付けるのは、建築基準法に制定されたのは昭和46年でございますので、昭和39年建築のこの庁舎はこの基準には合っていないと。ただし、緩和規定というのがございまして、増築部分を煙が遮断できる性能を持った防火設備で区画された場合には、別の建物と見なされますので、その場合には法的に改修をするということはいらないということでございます。

次に非常照明というものがございまして、非常照明とは火災や事故、地震などの自然災害などによって電力の供給が途絶えたときに、避難のための必要な灯りを確保するということを目的として設置することが義務付けられているということでございます。これは制定されましたのは昭和46年でございまして、これより前に建てられたものですから適合はしていないということでございます。申し遅れました、排煙設備を例えば改修しようと思えば、この建物の外部のサッシに欄間がございすけれども、欄間部分の改修が必要になるとか、それから廊下の間仕切り壁については防災機、煙を遮る壁を改修するとか、廊下部分に排煙設備を設けるとかいうことが必要になってまいります。それから非常照明につきましては、建物の居室であるとか、避難経路に、避難照明の器具が要ってくるということになります。それから、内装制限というものもございまして、建物内部で火災が発生したときに、内装が激しく燃えて火災が拡大したり、有害なガスを発生したりして、内部にいる人の避難を妨げることがないように、燃えにくい材料を使用するということが規定をされております。この規定が細かく決められたのが、昭和44年でございまして、これを改修するとすれば廊下部分、これの廊下部分の間仕切りですね、これの壁の準不燃化が必要になってくると。

次に縦穴区画というものがございまして、階段とか、ふき抜け、エレベーターのシャフトなどの、縦方向に抜けた部分は煙突化現象によって、有害な煙や炎の熱を容易に上の階に伝えて

しまいます。階段もまた重要な避難経路でございますので、階段が使用ごろになるということで被害が拡大する恐れがあるということで、この法律が制定されたのは昭和 44 年ということで、改修としては上の階はよさそうですけれども、1 階の階段室部分のところに防火戸がいるんじゃないかというふうに思います。それから、最後にエレベーターについてですけれども、エレベーターは平成 12 年とか、平成 21 年にいろいろ事故がございまして、煙を遮る性能であるとか、扉開き保護装置とか、耐震性能であるとかということが義務づけられました。ただし、これには緩和規定がございまして、これは増築棟以外の部分について行いなさいということがございます。

ただし、事故がいろいろあったということで考えれば、エレベーターは改修した方がいいんじゃないかというふうに思います。それから、2 分の 1 等のお話がございますが、これは構造規定でございまして、増築部分の床面積の規模によって緩和規定がございまして、既存部分の、この庁舎部分の床面積の 2 分の 1 以上の増築の場合では、その緩和規定はございません。建築物全体を現行法の規定に適合させる必要があるということで、新第 2 庁舎が 3,650 平方メートルということですので、現行の基準に適合させる、構造的に必要なということで。もちろんこれは、免震改修であれば OK であるというふうに思います。

それで、今、述べさせていただきましたけれども、その他にもいろいろあるかもしれません。ただ、第 3 庁舎を、今の計画を渡り廊下でつなぐというときに、増築にあたるかどうかということは、少しいろいろと協議をしなければならないことがございますので、設計時にきっちと精査する必要があるというふうなことでございます。以上でございます。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 ということは、これ今、法律論で話をしているんですけども、今の法律に照らせば、増築の場合は何らかの対応をしなければならないということで理解したらいいんでしょうか。それからもう 1 点は、さっき専門監が、法律的にこれが増築にあたるかどうかという話だったんですけども、これは新築になるのか、増築になるのかで、大きく違うんだろうと思う、いわゆるこの改修について。それで、これはこの検討会の中で、新築で、一応新築という話だったんですけども、これはもう増築だということで、この議論があったわけですね。今まで、一部新築ということだったんですけども、渡り廊下をつくるから増築だという話だったんですけども。これが例えば新築ということになると、これ今度市民に、今まで増築、増築言ったのが、あれは新築でしたっていうような、そんないい加減な、それこそ話にはならんわけね。だからあくまで、これは増築で、私としては増築で、もうこれいかざるを得んのかなと。ただ、法律からすると、現実の意味で新築でしたということになれば、それは変わるんだろうけれども、結果としては、今の増築で言えば新たな改修は必要だということで理解したらいい。それからもう 1 点の、これはここで議論する話かどうか分かりませんが、エネルギー棟の問題で、要するに県庁と違うところは、地下に機械室がある、それで機械室を、現在のを使いながら、要するに空調であったり、それから電気設備を使いながら、執務しながら、その免震改修ができるかどうかという、この技術的な問題ですけれども、このことについてもちょっと専門監の方の意見を聞きたい。

◆中西照典座長 前田専門監。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。お答えいたします。最初のご質問は、基準法上では敷地全体の場合、ふたとおり考え方がございまして、敷地全体として考える場合には、もうこれは増築になると。ただ、建物が1棟なのか、2棟なのかということによって、少しその法的解釈が違ってくるという意味でございますから、増築は増築で、敷地に対しては増築でという考え方でよろしいかなというふうに思います。それから、エネルギー棟が必要な理由でございかもしれませんが、報告書を見させていただきますと、現庁舎の免震構造耐震改修を、基礎免震であるとか、中間免震であるとか、柱頭免震についていろいろ検討したと。中途免震、報告書の中にDというふうに書いてございましたけれども、地下階の下に免震装置を取りつける完全地下免震ということでBになっておりました。これらいずれの場合にも、地下の躯体の補強が必要であるというふうに書いてございます。

地下は、現在設備関係の機械室として利用されておりますけれども、非常に狭い、空間がないということで、柱等の補強によって柱が大きくなったりとか、補強によって現在の設備機器が配置できないというふうに考えられておるようです。同時に補強時に、現在の設備機器を一部撤去しなければならないということもございまして、その執務を続けながら改修工事を行うという場合には、何らかの別のところに機械をすえてやらないと、この建物自体の機能が、設備的な機能が持たないというように思われます。それから、掘削道は極力少なくするとか、災害対策拠点としても上の方がいいであろうとかいうことで、一番の理由はやはり執務を続けながら改修工事を可能となる方法、それで、エネルギー棟を別途別棟にしたというふうに考えられております。以上です。

◆中西照典座長 上田議員、はい。

◆上田孝春議員 はい。今るるちょっとお話がございましたけれども、結局こっちの本庁舎と増築部分との渡り廊下の関係でさっき上杉さんから話があったようなかたちで説明があった。これは渡り廊下を防火壁できちっと区別すれば解消できる問題じゃないの。

◆中西照典座長 前田専門監。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。条文では、防火壁で、防火扉でやれば、先ほどの排煙設備のように、それぞれこっちはここですなくてもいいということがございますけれども、条文によっては、防火扉をしても増築ということになれば、例の内装制限であるとか、非常照明であるとかは直接かかってくると。ですから、どうしても、この庁舎の間仕切り壁、廊下部分の間仕切り壁の改修はやっぱり必然的出てくるなといたしております。以上です。

◆中西照典座長 ちょっと待ってください。上田議員。

◆上田孝春議員 廊下の間仕切り壁というのは、どの壁のことを言っているのか、ちょっとよく分からんから、ちょっと説明してもらえんか。

◆中西照典座長 前田専門監。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。お答えします。現在の建物はエレベーターがございまして、エレベーターの向かいのずっと廊下と部屋を区切ったパーテーションのような間仕切り壁が、木材で作られたようなところがそれぞれの階にございます。その部分をやっぱり不燃材料

ですとか、そういう措置が必要になってくるということです。以上です。

◆中西照典座長 いいですか。じゃあ、はい、高見議員。

◆高見則夫議員 関連をします。さっき、説明でいたい改修する場合の条件と言いましょか、基準法に照らしてそういうことをしなきゃいけないということは分かったわけでありすけれども、要は現庁舎を使いながら、使いながら、いわゆる業務をしながらやらなきゃいけないわけですね。そしたら、先ほどのようないろんな照明とか、内装制限とか、それからさらに、何と言いましょか配電とか、ああいう設備をしなきゃいけないということになると、並行してできるもんではうかね、そういうもんが、業務しながら。その辺ちょっとお尋ねします。

◆中西照典座長 前田専門監。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。お答えします。例えば2階の工事のときには2階を空けていただいて、どっかに例えば移っていただいてそこを工事するとか、次3階とかいうことで、階ごとにやっていくということであれば可能だと思いますけれども、その分その方たちをどっかにやっぱり移っていただかなければならないというふうに考えます。

◆高見則夫議員 はい。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 そうした場合の基準法上の制限ですけども、1階をやっておいて次は2階に移るという場合は、全体的な流れの中で建築をということを我々考えるんですけども、個々にした場合の建築制限というのはどういうふうな許認可になるんですか。

◆中西照典座長 今、急ですから説明できるところで言ってください。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。工事中の建物の使用っていうことで仮使用っていうのがございますので、それは消防とか、いろんなところに協議をいたしまして、安全計画を立てて、こういうふうに工事をしますっていうことで進まなければならないというふうに思っております。以上です。

◆中西照典座長 はい、高見議員。

◆高見則夫議員 はい。分かりましたけども、そういうことになると、やはり思った工期の中で出来ないっていうことは十分考えなきゃいけないということになると、市民のそういう利便と言いましょか、そういう問題がある。さらに、もう1点は、例えば地下免震をすると、柱頭免震だということを言っておるんですけども、そういうのになると、どちらが先か、内装もしなきゃいけないし、免震もしなければいけないということになった場合は、工事が非常に分断、区分されていくという場合の連帯というんか、連携というんか、全体的な流れというもんはどのようにお考えですか。もう1回専門的に。

◆中西照典座長 前田専門監。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。お答えします。建物の工事にかかる場合には、想定といたしましては仮設庁舎を作らないという仮定であるとすれば、まず今のこの庁舎の2階部分を解体という問題がかかってきます。ですから、最初にやはり入れ物と申しますか、新第2庁舎を建設をして、その中にある程度もう入っていただいて、少し余裕ができたところから改修工事を進めていくと。また、免震工事は解体後に行うということで、そういうひとつの工程をき

ちっと組んで、安全管理をしなければやれないということで非常に難しい工事にはなるんであるというふうに考えます。以上です。

◆中西照典座長　ちょっと待ってください。今、工事の進行のところに行っていますけども、ちょっと工事の進行より、まずは、ちょっとまとめて、まず順番から言うと、上杉議員が言ったエネルギー棟の問題ですね、これについてちょっともう一度議論を、皆さんで共有できるようにしたいと思いますけど、その辺、ちょっと上田議員。

◆上田孝春議員　中身のそういった細かいことを言ったら、それは分からん者が分からんこと言っていたっていけらあせん。いや、素人が、正直言ってなかなか難しい。だけど、やっぱり改修しようと思って。いや、いや、お互いにですがな。お互いに、

◆中西照典座長　上田議員、まずちょっと、そこは、それはエネルギー棟について、エネルギー棟ってということで、言ってください。

◆上田孝春議員　さっきエネルギー棟のスペースの関係の話がありましたけど、僕はそんなことをせんでもできるという、いろんな方から聞いております。今のままで、きちっと今の位置で対応できるというふうに聞いておりますから、その辺で食い違いが出てくるというように思います。

◆中西照典座長　まず、機械室の問題ですね。それで、先ほど専門監が言われたようなことがあるんで。機械室、はい。じゃあ、角谷議員。

◆角谷敏男議員　技術的なことについて議論になっているんですけども、ちょっとあまりそこに入ったら、またしても、それはなかなか時間がかかるなと思って、細かいところはやっぱり終わって、投票が終わってからやっぱりそれなりの市民の意見も聞きながら、機能をどう持たせるかもあわせて議論をすればいいと思うんです。法的なことも言われましたから、ちょっとその辺はちょっと議長に言いたいなと思ったんです。それで、その上で前田さんに、専門監に1点だけちょっと聞きたい、もう1点だけに絞りますが、機械室があるということで、当初28億の、第2庁舎も耐震補強するというのでこっちは免震でやるということだったんですけど、そのときは機械室云々ということはまだまだどうするかっていう判断のレベルじゃなかった。一応こういう耐震工事だよという程度であって、その辺の機械室のどうのこうのって、移す、移さん、こういう判断はまだ当時なかったんですか。その点だけ、1点だけ。

◆中西照典座長　前田専門監。

○前田喜代和庁舎整備局専門監　はい。お答えします。当時、機械室の下にも免震装置を入れてという計画をいたしておりましたけれども、機械室をどうこうするという計画までは行っておりませんでした。はい。

◆中西照典座長　はい、ちょっと、上杉議員。

◆上杉栄一議員　今は技術論になってるわけで、要するに地下でもできる、あるいは地下は無理だというような技術論、これは専門家でないと分かりません。我々がこれから議論するのは、要するに地下に、これも安全安心の問題から、防災の問題からくれば、あえて今まであるから地下の分でそれこそ機械室で置いておってもいいのか。いや、そうではなくして、実際改修するのであるならば、やはり今新しい庁舎はほとんど上にそういった機械室等々あるわけですね

で、この際、この際、機械室等々については、要するに地下ではなくして上に持っていくべきだというのが、この今新しくこの庁舎を改修するのであるならば、この際に地下室をそれこそあえて地下にそのまま持っていくことよりも上に出した方が、それは防災の面からしてもその辺の、何て言うか、危険度が低くなるわけだから、私はそういう議論をすべきだなというふうに思います。

ただ単に費用の問題ではなくして、やはり安心安全の、あるいは防災のまちづくりということになれば、それこそこの際、この地下にある機械室を上を持っていく。屋上とまで言わんにしても、さっきも言ったように、何らかのかたちで更新していくべきじゃないかなというふうに思いますけどね。

◆中西照典座長 上田議員。

◆上田孝春議員 だから、技術論って言い出したら、それぞれの言い方や考え方もあると思います。ですから、我々は今の、私の考えは、今は、今のままで置いて、それから免震かけますよね、柱頭免震かける。さらには柱頭免震をかけたところを防火、防火壁と言うか、その免震部分をきちっと防火でやってすれば、まだ下の地下のスペースを有効利用できるというぐらいまで我々も考えておるんです。だから、免震をかましたところをそのまま置いておったら、やっぱりゴムとかいろんな関係で火災が発生したときには、そこが溶けてしまうというふうな1つの考え方があるんですよ。ですから、その免震をかけたところの部分をきちっと防火壁と言うか、防火対策をきちっと施しておれば、その地下部分も有効活用できるというぐらいまで、我々は、私は考えておりますから。ですから、あえて持つて出ることまでは必要ないと。だから、今のところでそういうふうにやればいいという。これは議論なりますよ、これはいろいろと、こっちがいいだ、悪いだと言う。だから、私の提案しておるのは、考え方はそういった考え方で、むしろ地下部分の何平米ぐらいなんかな、その部分をまた有効活用できるという利便性もあるということなんですよ。

◆中西照典座長 いや、いや、角谷議員。

◆角谷敏男議員 やっぱりこれやりだすと絶対に、上杉さんに反論するわけじゃないんだけど、前回もちょっとおっしゃっていたんだけど、山本浩三さんと呼んで理念何かやね、聞いても意味がないんだと、事実上そういう言い方だったんですね。それで、さっき言ったように、この耐震改修に合わせてどれだけの機能を持たせて議論やるのか、どこをどうするかという辺は、やっぱり市民の意見も聞かないと、それできんと思うんですわ。前から言っているように、新築側の方は言って反映させたもんですけども、ここはやっぱりできてないんですわ、それが。それで、今日、会期が21日まで迫っておる中で、どうするかという話もちょっと出ておりましたけども、そういう点も考慮すれば技術論に当然入っちゃわないといけないわけだけども、しっかりそういう機能面を議論するといったら、やっぱりあると思うんですよ、終わってからやるという点が。だから、概要をどの程度にとどめるのか、やっぱりちょっと見定めないとだんだん、だんだんこれは意見があると思うんですよ、それは上田さんも意見があるように。市民がどういうふうにもたこういう機能を持たせてくれと言ってくるか、その辺もあると思いますし。だから議長が言ったように、住民投票をどうやっていくかという点で、そういう辺もやっ

ぱり市民に分かりやすい、議会が説明できるものを作っていくようにせんと間に合わんじやないかなと、時間的にも。そういう危惧をちょっと持ったもんだから、議長の論点の整理のお願いとともに、ちょっと発言させてもらいました。

◆中西照典座長 ちょっといいですか。ここはやはりこれから市民の方にあえて金額を外したのは、それ言いだしたらいけないので、これは分かっていただけ。ただ、ここ、まずは本庁舎を結が出されたのについて、いろいろなるべくこれから皆さんに話をさせていただかないといけんときに、考え方が違っても、こういう問題で出て、これはこうだつていうことで、ある程度皆で共通して考えは違うんだけど、こういう問題が出たよ。それに対してこうだったよということとはしていかないと、どうもこれは固まったときにどうだった、こうだったと必ず出ますので、やはり疑問の点は若干細かいところに行ってもそれはここにおきましようということになっても、問題点は出していただきたい。上杉議員、じゃあ。

◆上杉栄一議員 いいか。この委員会、検討会でまずこの案については、必要最小限の分でということ合意しているんですわな。しているんだけど、
() そうで。

◆上杉栄一議員 うん、合意事項だったね、確か。ただ、ここで担保しておかなければならないことはさっき言った、そうは言っても防災の面であったり、あるいはバリアフリーであったり、これは市民のために何をするかということで、ただ単に、安かろう、悪かろうじゃ話が進まんわけですて、ここを使うということになれば、それなりの市民サービスの中でしっかりとした、でも、安全安心それからバリアフリーであったり、そういったものの担保がなければならないというふうに思っております。これは、私は必要最小限だというふうに思っているわけで、それをそれこそ考えずに後はという話にはなかなかならんじやないかな。だから、考え方としては、さっきの技術論は別として、やはり必要最小限で言えば、市民の安全安心のために、どこまで必要最小限のものを要するに整備するかということは、やはり確実にしておかないといけんのかなというふうに思いますよ。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 また、さっきの話は、市民のため、当然市民のために我々、今、考えているわけですからね、だから、市民の皆さん方のご意見をいちいちということはなかなかそれは不可能な話であって、我々そういう市民の皆さんの附託に応えて、今それぞれ検討しているわけですから、その辺はお互いに共通理解をしなければいけないと思っています。先ほどの地下の問題でいいですか、地下の問題ね。

◆中西照典座長 免震の関係です。

◆高見則夫議員 免震の関係で、この間上田議論の方でなしに、この間新しい方で出てきた、協会のあれの話を聞きますと、いわゆる地下全体を、何と言いましょうか、機械室を取ってしなければ完全な免震にならんと、耐震構造にならんとというふうに聞いたわけですけど、その辺はいかがでしょうか。この辺は技術的な論になると思いますから、もしその辺を教えてもらったら、前田さんの方お願いしたいんですが、いいですか、座長。

◆中西照典座長 じゃあ、前田専門監、それについての。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。お答えします。報告書によりますと、地下を残したまま
で免震することも可能であるというふうに書いてはございます。ただ、先ほど申し上げました
ように、可能ですが補強が入るので機械室が使えないようになるということのようでした。以
上です。

◆中西照典座長 そのことについて、副座長、はい。

◆下村佳弘副座長 今はこの細かいことじゃなくて概要の部分を話をしているわけで、何が問題
かと言ったらエネルギー棟があるというのが問題だと。地下室をどうするかというのが問題だ
ということだと思います。その中で免震をするということが決まっている。この間の設計事務
所協会の話の中では、結局、免震装置を設置するということで地下の柱を、杭をたくさん打た
なくちゃならないと。そうすれば機械室は当然使えないんだというようなお話だったと思うん
ですけれども、まったく使えないということで問題ないんですか。問題というか、間違いないで
すか、専門監に一度お聞きしたいんですけれども。

◆中西照典座長 前田専門監。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。お答えします。増し杭の話は、機械室と別の話でござい
まして、いわゆる免震装置を据えつけるために厚いスラブを下に打ちます。そうすることによ
って荷重が増えてくるということですから、今の杭では荷重がオーバーしてしまいますんで、
増し杭を打つということでございますから、直接その杭と機械室とは関係なく、機械室はあく
までも耐震上の補強が必要であるということでございます。以上です。

◆下村佳弘副座長 それで、杭を、増し杭を打つことによって機械はじゃまにならないと、機械
室はじゃまにならないと。機械、その設備があるために工事ができないと、今の機械設備があ
るためにその工事ができないということはないわけですか。

◆中西照典座長 はい、前田専門監。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。お答えします。普通の基礎のところと同じ考え方で、機
械室の地下の下を大きく掘って、そこを掘った後でそこに増し杭をすることが可能だというふ
うに考えますので、それは機械室を動かしながら杭を打つことについて、私は可能だと思っ
ています。

◆中西照典座長 田村議員。

◆田村繁巳議員 協会の方の説明をちょっとお聞きすると、杭を打って、今可能だということ
ですけど、それをやっぱり多少移動するとか、そういうこともあり得るのかなと。そんなとき
にはスペースが足りないというように、ちょっとそういうような認識でおったんですが、ま
ったく設備そのものは移動しなくていいということですか。専門監の方に。

◆中西照典座長 前田専門監。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。お答えいたします。先ほど申し上げましたのは、まず杭
と地下室の補強とはちょっと分けてお考えいただきたいと思うんですけれども、杭を打つこ
とは機械室を動かしながら杭を打つことは可能であるかどうかという質問に対しては、下を大
きく掘ればそれは可能であろうと。ただし、免震をしても地下に補強がどうしても入ってく
ると、地下に補強が入れば機械室が狭くなったり、1階を補強するためにはその機械をよっ
こしなけ

ればならないということはありますんで、その補強のときには機械室は使えないということでございます。ですから、考え方が2つ、今話がちょっとダブっちゃっているところがございます。以上です。

◆**中西照典座長** ちょっと確認です。とにかくその機械室の下をもっとたくさん掘ってそこにすればできるということですね、ということは、よく県庁との比較が出ますが、工法上。そうすると、我々の認識だったら県庁は全部フラットだからあれだけど、ここは杭が打ったりそういう機械室の下を大きく掘ったりするんで、いわゆる我々、県庁のイメージとはちょっと違うイメージを持たんといけんということになりますかね。これはよく県庁が出されるんで、私はそういうところでしか分かりにくいんで、ではちょっと違うということですね、ちょっとはい、すいません。

○**前田喜代和庁舎整備局専門監** はい。県庁の場合は、確か総地下のようですから、掘るのは同じレベルまで掘れば、地下室の下ですね、地下室の下に同じレベルで掘ればよろしいんですけども、この庁舎の場合は一部に地下がございますので、掘るところが浅いところと深いところが出てくると。その深いところと浅いところにまた擁壁をしたりとか、いろんな工事は出てきますけれども、部分的なものと一体的なものということで県庁とは違うというふうに思います。はい。

◆**中西照典座長** はい、上杉委員。

◆**上杉栄一議員** 技術論よりも何よりも、ここで決めるのはエネルギー棟、いわゆる機械室が地下であっていいのか、あるいはやはり改めてもっと安全なところに持っていった方がいいのかという議論に私は尽きると思います。だから、今あるから、下にあるからそのままでもいいという、そういった意見もあるし、いや、やっぱりこうして改修するんであるならば、もっとそれこそ安全なと言うか、そういった方向に持っていくべきだと、わざわざ地下室に防火壁つくってそこでそれこそするということが、本当に私はそれがベターなのかなというのは非常に不思議に思うけど。そのあたりはそれこそ皆さんのお考え聞かせてもらったら。

◆**中西照典座長** これは先ほど、それぞれの、これはどっちか言うと思いのところですね、どっちがいい、技術的にはできるんだというのと、それからそれよりもやはり書いてある、今後の機械室かエネルギー棟、機械の今後の更新等を考えると1階にあった方がいいんじゃないかというような。それから出水したときにどうなるかということが書いてありましたけど。高見委員、はい。

◆**高見則夫議員** 今、まったくそうだと思いますよ。要は、この庁舎使いながらしないといけんわけですからね。だから、エレベーターが動かんということは、歩けばいいかしらんけど、その辺の問題等も考えながら、今さっき話聞いたらできるということで、それは現状でできる、これはいいと思います。ただ、今度は利便性の問題、使用上の問題、そういう問題についてもあわせて考えておかんといけんじゃないでしょうかね。

◆**中西照典座長** ちょっとエネルギーあるいはこの設備に関してのちょっと皆さんのあれを。はい、田村議員。

◆**田村繁巳議員** はい。やはり工事としては、もう現状のところにできるということですけど、

やはり将来のことを考えて防災という観点も当然大事ですし、長くここを使っていくということを考えるならば、やはり安全性の面ということでやっぱり地上の方にエネルギー棟を設置した方がいいと。また、工事もスムーズにまたいきますしね、はい。そう思います。

◆中西照典座長 上田議員。

◆上田孝春議員 外に出したから安全だ、中に置いているから危険だという、そういった問題じゃ僕はないと思います。きっちりとやっぱり耐震補強をきちっとして、それなりの安全性を保つとかたちでやればできるわけですからね、今のところに置いても、うん。それは当然施工も可能だしできるんですよ。それで、僕が言うのは、さっき言ったように、取ってしまって地下を埋めてしまうというふうなかたちじゃなくして、やはり今のままにして、地下をさっき僕が言った、柱頭免震をやってきちっとスペースを確保すれば、中の地下部分を有効利用できるという、有効利用できるんですよ。それで、さっき言った免震をかましたところを防火被覆できちっと囲ってしまえば、さらにそこは十分に使えるスペースがあるという、やっぱり利便もあるんですよ。だから、いろんな利便性はあるんですからね、だから、外に出すから安全だとか、中だから危険だとかいうふうなあれは、僕は今は通らんというふうに思っております。だから、それは確保できるということです。

◆中西照典座長 ちょっと待って下さい。上田議員からこの資料をいただきましたね、23日でしたか。これを上田議員が言われるのをお聞きしながら見ますと、なんか収納スペースがなんぼとか書いてありましたね。そのことを言っておられるんですね。はい、上杉議員、じゃあ、はい。

◆上杉栄一議員 そうすると、今、収納スペースの話が出ただけけれども、あれを収納スペースとして地下1階というかたちになると、今度は地下1階地上6階建てという建物になってくるので、こうなればまた新たな建築基準法の法的な問題が出てくらへんかいな、違いますか。

◆中西照典座長 前田専門監、その辺いかがですか。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。お答えします。先ほどのお話ですと、いわゆる地下をこれからつくるというお話ですから当然面積が増えてきます。そうすると、先ほどの新第2庁舎をつないで増築になるかどうかということよりも、先にもう増築になっちゃうと、地下をつくれば、そうすれば必然的な上の改修が先ほど申し上げたようなことも含めて、改修工事が発生するというふうに思います。以上です。

◆中西照典座長 ちょっと確認ですけど、今言われたように、例えば収納スペース、これだと900平米とか書いてあるけど、ここをしちゃうと増築になって、さっき言われたようなことも当然今度は改修が、現建築基準法によると必要になってくるんじゃないかという話ですね。高見議員。

◆高見則夫議員 はい。当初の提案では、いわゆる現庁舎を、今の庁舎を使い続けるということがもう原則になっておるわけですから、それはお互いに、何と言うか、確認し合っておるわけです。ついては、今のことで地下の機械室を我々はエネルギー棟を別途にした方がいいというふうに思うんだけど、本当に現庁舎を使い続けるためには、現在の機械室が地下のままでいいのかどうかということについても考えなきゃいけないと思います。そういうことになると、

現在の位置をまたいろうということになると増築になるということになると、いわゆる増工と言いましょうか、そのような経費については、増工になってくるといふことについても考えながら検討しなきゃいけないと思いますよ。

◆中西照典座長 このエネルギー棟については、そのまま残してそのままその下に免震機を置くような、杭を打つと言うのか、そういうことは可能性もあるし、今言われたように、そうでなしにやはりこの際改修するなら機械室はきちっと外に出した方がいいという意見もあるわけです。足して2で割るようなことに終わらしちゃいけないわけですけども、どちらもあれだとやはり上田さんはできるというのと、
() それならいいだ。

◆中西照典座長 それはいいんで、その機械室については、例えば移動する必要性も考えられるとか何とか、そういうかたちはどうなんですか、ここを間取りをしていた場合の話ですけどね、私は。いや、このまま平行線で、できるだ、できんだと言って、できるのはできるんです、言われたように。その機械室はやはりこれからのここを新たにするには、移動の必要性も考えられるとか、そういうことでどうですかね、上田さん、ちょっと意見を言ってみてください。

◆上田孝春議員 特に表のところにね、この前の対案だった、表のところに建っていたんでしょ、エネルギー棟だとか。何と言ってもそれについて、あまり意味がない。

◆上杉栄一議員 さっき資料として出て、こないだ協会から出たエネルギー棟は、別にそこにこだわっているわけじゃないわけですし、ないわけですし、新しい庁舎等々については、例えば6階とか一番最上階に機械棟を持っているところがあるわけですね。だから、そのエネルギー棟、あそこの、今、2階建てを壊したところに持っていくということはここでまだ決まってないわけですしね。だから、私はさっきの議論からできるのはできるけれども、この際どうなんだというかたちでそれこそ議論する方が私はいいと思いますよ。だから、決して、じゃ、協会が出したようにあそこに持っていくという話じゃないわけで、ここの6階にも持ってこれることもできるだろうというふうに、私も思っています。そちらの方がより安全だということなんです。そういう観点からこの議論をしているわけです、はい。

◆中西照典座長 上田議員。

◆上田孝春議員 だから、さあ、持って出るとは安全、より安全だというふうな考え方。僕は正直言って今のところでもきちっとすれば安全は確保できるという考え方なんですよ。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 だから、それは安全の度合いだと思います。要するに地下でも安全だけれども、上の方がより安全だという、そういった議論だと私は思っております。それだったら、ベストじゃないけどベターの方を選ぶべきだという、そういう議論ですよ。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 ですから、防災面等、いろんなことを考えないといけんわけですから、使い続ける。上田さんの方では50年っていうスパンを出しておられるんだね、そういう長い期間をこれから使わないといかんわけですから。ですから、今、そういうことに対応するような構造にしておくべきだと思いますよ。ですから、使えることは使える、ここは確かに。しかしながら、

今のような諸問題等を考えた場合には、増築になるというふうなことになるれば、同じ増築だったら別棟にしてより安全なエネルギー棟については、やっぱり考えて、設置配置等についてもやっぱり考えた方がいいとも思っておりますけどね。ですから、ここを使えることについては否定はしませんよ。ですから、そういうより 50 年持たせようということになれば、という将来のことについては考えておいた方がいいというふうに私は思います。

◆中西照典座長 角谷議員、はい。

◆角谷敏男議員 基本的にはここを耐震改修、免震ということでやるということなんだけど、そういう耐震対策を中心にして考えていけないといけんとするんだけど、安全の問題でいけば、それは危惧するのはたくさん危惧するところ、たくさんありますよ、それはね。ただ、やっぱりいかに安く、安いってということも 1 つの、安けりゃいいということを言っているわけじゃなくて、費用の面もあるわけですから、今後、私の持論はとにかく痛み分けて言うわけじゃないんだけど、この当初の一部増築ということで議論をするということだったから、市民の意見を聞きながら、やっぱりこの辺は、また考えていくと、検討するということにならんのかなと思うんですよ。それは安全の問題の程度、それは議論したら、大分時間かかりますよ、それは、実際問題ね。上田議員も、これ言いだしたら景観でどうのこうのっていう意見も言いたくなるでしょうから。実際問題、本当にきちっとした時間をかけて検討する時間がないと僕は見てますから、それは問題点だとかを出せばきりがないと思います。本会議でいっぱい問題点を言われたじゃないですか。あれだって、あの問題を、じゃあ、ここじゃクリアできんのか、どうするだという、まだ議論を全然していませんからね、うん。答弁はありましたけどね。

◆中西照典座長 はい、上杉議員。

◆上杉栄一議員 角谷さんが、今のお話は、さっき座長の方から上田議員の方に、今角谷さんが言ったようなことを言われてどうなんだということだというふうに、そういう意図だと同じような趣旨で言われたのかなというふうにと思っているんですけども、これは、さっき言った、どちらが安全かということからすれば、少なくとも、上にあげれば、例えば 5 階、6 階にそれこそ機械室を上げれば、浸水することはないと、水に浸かることはないということだけは、ということだけはそれこそ事実なわけであってね。だから、そういうことも考える中でいけば、これはここで決める話じゃないけれども、それこそ角谷議員が言ったように、今後の議論の中でそういったものを、ここを地下にするのか、あるいは地上にするのか、あるいは上にするのかというような議論は、今後のその具体的にここになったときにしっかりと議論すればええということで、座長が言われるように、取りあえずエネルギー棟っていうか、機械室については検討課題の中で、一応、先の、次の、住民投票があってこちらの方になったときにしっかりと一回議論していけばいいんじゃないかなと思います。

◆中西照典座長 ですから、この、今、大事なものは、関連情報の、これを作ろうということです。それで、そのエネルギーあるいは機械室の問題をここに載せるか、載せないかをまずね、
() 載ってないです。

◆中西照典座長 いやいや、消したわけです。前は原案はあった。だから、これについて、先ほど言いましたように、ここで議論が出ているわけですけども、これは、ここに一応、そういう

問題があったよというふうに掲載するのか、それは、議論の中で市民の方に説明する中で、こういう議論があったというふうにするのか、これをちょっとやっぱり、この文面に書くか、書かないか、大きいわけですが、高見委員、ちょっとお話、はい。

◆高見則夫議員 ここまで我々が議論しているわけですからね、かなり時間かけて。だから、こういうことはやっぱり市民の皆さんに知ってもらわなければならないと思いますよ。ですから、載せるべきだと思う。

◆中西照典座長 ちょっと、上田議員さん、あれですね、はい、はい。ちょっともう一度、はい。

◆上田孝春議員 僕はさっき議論していた関係で、いろんな意見があるからね、そういった合意がないようなものではここに載せないということで。

◆中西照典座長 田村議員、はい。

◆田村繁巳議員 この概要の部分はやはり合意が得れたものじゃないとなかなか載せにくいのかなど、それも事実だろうと思います。ただ、大きいこれからの検討課題でありますので、それは何らかのかたちできっちりと明記できればいいなというようにちょっと思っています。ただ、この概要のところっていうのは、なかなか全会一致っていうのは難しいみたいだけれども、難しいと思う。

◆中西照典座長 では、今、関連情報においては、一応、載せるというよりも、これはどちらにしても、この今日の12回の検討会の中で話されたことは、これから載せますよね、情報として。その中にはそういう問題が今話されたとおりですから、それは入れていくんだと。そういうことで、どうですか、皆さん。ちょっと、はい、副座長。

◆下村佳弘副座長 これ、きちんと話し合われて、課題問題点として浮かび上がってきたわけですから、これは概要にもろに直結する問題ですから、課題問題点としてしっかりとしておくべきだというふうに思いますね。いい、悪いじゃないですよ。概要でなくても課題問題点としての項目もあるから、しっかりここに記述するということ。

◆中西照典座長 今、言われているのは、参考としてというのがこの下にありますけどね。参考にするところが、これで言うと、参考ってね。この参考のところ、いや、ちょっと、上田さん、そんな怒るように言わないで。課題問題点はここは載せますんで、今のあれはここにそういう点が指摘されたというふうに掲載したらどうかという指摘だと思いますけども。いわゆる、概要には当然あれですけども、当然そのことがこれだけ話し合われたわけですから、そこを。だから、一応大きな点ですのでどうだろうかというのが意見です。

◆上田孝春議員 だから、さっき言ったようにね。ある程度決まってから、決ってからそこでね、あのときにこういった議論が出ていたけど、どうしようかという話なら分かるけどね、うん。ということは済んだ後で。あれ、あれ、言っていた課題だったねということであれば、そのときに議論すればいい。説明できます。

◆中西照典座長 田村議員、どうですか。

◆田村繁巳議員 私は概要の部分ではちょっとなかなか難しいと思っていますけど、今後の導入の仕方なんですけども、参考ということではないと、検討課題というきっちりした項目で載せていくべきだと思います。

◆中西照典座長 角谷議員、どうですか。

◆角谷敏男議員 僕は、まずこの関連情報表の計算についての認識は一致した、ここで一致した部分を標記するというのが、議長が言ったようにそれぞれの考え方、会派の考え方あったとしても説明できるものをやっぱり載せなきゃいけないと思うんですよね。それで、参考のところは課題だということでそうだったのかと思ったんだけど、それにしてもやっぱりね、私は本会議での議論を聞いていると、さっき言ったように問題点はたくさんはなんですかと聞くんだけど、それで当局が答弁する、じゃあ、その問題点はこうクリアできるじゃないかという議論に発展せんわけですね。そうすると、この問題点というのはやっぱりここに問題があることを強調したいのかなあと思ったりも、勘ぐってしまうわけです。だから、座長が言ったように、議事録としては論点のメモとしてはこういう議論があって、それは今後の検討課題、上杉会長が言われる、住民投票が終われば、改めて議論をすると、検討していくということで、議事録としてはそれは論点メモとしては残せばいいと思うんだけど、僕はここにね、載せちゃあね、ちょっとまた混乱すると思いますよ、それは。はい。

◆中西照典座長 今の意見がありますけど、高見議員。

◆高見則夫議員 混乱は別にしないと思いますよ。非常にしっかりした、明記しておいて、我々今やっていること自体が皆さんの知りたいことですよ。そういうことを、結論が出ないと、ということでなしにそういう問題点がある。それでもし、そういう支障があるんだったら、これは標題の中にただし書きを入れるとかね、そういう方法もあると思いますよ、だからすべて、なんて言いましょうか、がんじがらめになってから出すということについては、いかなもんだと、そのための関連情報たたき台ですからね。

◆中西照典座長 上杉委員。

◆上杉栄一議員 おそらくこれから次の駐車場であつたり、いろんなこの議論の中でまとまらずに、まとまらずと言ったら、今からそんなこと言っちゃいけないけども、なかなか議論の一致を見んまに、方向性を出さないといけんという状況の中ですれば、またこの関連情報の中の参考で、それも載せないといけんということになるのかどうなのかということも、これ出てくるわけで、これ、議会のホームページにこれは早急にこれらの早々論点整理をして、こういう議論があつたということについて載せていただければというふうに思いますし、その参考の中でということの中にはならんのではないかなあというふうに思います。もし、あえて載せるのであるならば、議論の経過の中でということだけでも、この関連情報の中にこれを載せるということがそれがそぐうか、そぐわないかという、また別のところの議論も出てくるわけで、早急にこの件については議会のホームページの中で、それをそれこそ市民の皆さんに知らしめていただく方がいいのかなあというふうに思います。というのは、これをだして、どこまで市民にこれが浸透するかということも、これもなかなか難しい問題で、本来からすれば、議会のホームページという正式なそういった広報の場の中で、それを載せるという方が私はやっぱり正確な、正確なですよ、正確な情報が伝えられるのかなあというふうに思います。

◆中西照典座長 高見議員、はい。

◆高見則夫議員 この関連情報の中の、この間出してある分の2行目等を見てもらうと分かるよ

うに、いわゆる建物本体については現状維持を基本とするということが書いてあるわけだな。については設備、空調とか給排水については一部改修を残すということあるわけですから、その中に項目を入れればね、別にもう少し支障があるんですか。

◆中西照典座長 ちょっと、今の件は、やはり、ここで止まってもいけませんし、上田議員もはっきり言ったら、これ以上できんという言い方もちょっと問題ありますけど、ただ、今の問題は、やはりオープンにするのは、ホームページはしますんでね、その問題、話合われて、ここに載せるべきだ、あるいは参考としてでも載せるべきだ、問題点としては載せるべきだという意見があったということは事実ですので、それはホームページで明らかにしていくと。それから今後、この話が、条例案が成立してですね、それぞれの説明の中にも両方のことができるんだということは、こういうことを言いましたよということも、間違いなくここで話されたことですので、ここでは、やはりこのところには一応今の議論になったことはおいておくと。今後、今上杉議員言われる、まだ、たくさん合意しないといけないことがありますんで、そういうふうにしていきたいと思います。それぞれの思いはありますが、ちょっとそのように、もう1回、副座長、はい。

◆下村佳弘副座長 これ、いいえ、概要のところで必要な情報なんですよ、これは。概要をどうするかということで直接関わってくるじゃないですか、これ。関連情報に、だから、これはしつかりともう載せておかないとかなと。もう市民に対しても説明つかんと思います。そのホームページという話もありますけども、ホームページ、誰しも見るわけでもないですしね。

◆上杉栄一議員 いいか。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 この機械室、これは技術的にどちらでもできるという話でありますから、できないのであるならば、これ問題だけでも、技術的にはできるということで、どちらがでた、継続的に使用ができるということか。

◆中西照典座長 前田専門監ちょっともう1度よろしくお願いします。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。

◆中西照典座長 お話。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 冒頭に申し上げましたけれども、この機械室自体を補強しなければならないということで、業務を続けながら改修ができるかどうかということで、それはできないというふうに一番冒頭に申し上げました。肝心なところは、業務を続けながら、もちろん補強はできるんですけども、中の機械をよっこしたり、取り外したりしなければならないということで、業務をしながらできないというふうに一番最初に申し上げました。以上です。

◆中西照典座長 じゃ、上杉議員。

◆上杉栄一議員 ちょっとまとめますけども、ということは、機械を置いたまま耐震改修はできるけれども、ただ、業務続けながらそれはできないという、要するに工事の経過がすると、機械をどこかに置かなければならないという、移動しないといけんということですよね、それで、その間は業務ができないと。ということは、重ねて伺いするけれども、どれぐらいの期間になるんですか、それで。

◆中西照典座長 前田専門監。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。ちょっと期間は、申し訳ございません、どれぐらい。少なくとも数カ月はかかるんじゃないかなと思いますけれども。以上です。

◆上杉栄一議員 また振り出し、

◆中西照典座長 それでは、上杉委員。

◆上杉栄一議員 に戻るような話になっちゃうんだけど、そうなれば、そうなれば。だから、さっきは、我々は要するに業務をしながら、それこそ工事はできて、機械室はそのまま使えるという話だったんだけど、今の話からすると、要するに工事の間は、要するに機械室をどっかに移動しないとあかんという話ですね。ちょっと話がまた、ちょっと違うなあ。

◆中西照典座長 先ほど出しましたけども、工事の間は、間はと言いはおかしいですね。工事中はエネルギー棟を使い続けることはできないということですね。だから、その期間が何カ月、他のところに出ているかしらないけども、とにかくそういう問題があるんだということですね。この問題はでも、上田議員、項目として、工事の間は継続的な使用はできないということは、この参考内容の方に表すということについては、どう思われますか。

◆上田孝春議員 私はそういうふうには聞いてないし、考えてないけどなあ。

◆高見則夫議員 いいか。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 そこが一番大事なところだと思いますよ。ですから、いわゆる、おっしゃっているのは、現庁舎を使い続けるんですからね。使いながらするわけですから、だからそこを分かんてなしに、今のようにして、数カ月かかるか、かからんかという議論があるわけです。それをどうするかという問題ですから、その辺を提案の段階で教えてもらえんかな。

◆中西照典座長 上田議員。はい。はい。

◆上田孝春議員 僕は緊急でその実態を確認してみますわ、調査してみますわ。できないという、継続してできないというふうなことは、僕は認識してないからね。

◆中西照典座長 はい。では、ちょっと誰ですが、いらないことをしゃべるのは、真剣にしているわけですから、そういうことを言うのなら、外に出て言ってくださいよ。それで、今の上田議員の分は確かに今、把握されている以上のことが出ましたんで、ちょっとこれは、それをそういうことを言われて、それを載せるか載せないか、大きな問題、これはちょっと置きます。置いて、だけど上田議員、これから昼からもずっとするわけです。その中で結論出してくださいね。

◆上田孝春議員 そうそう、それは大急ぎです。実態をみて、確認。

◆中西照典座長 だけど、ただ、一応その方向で努力してくださいな。はい、上杉議員。

◆上杉栄一議員 これは、できる、できんの話に今なっているわけで、できるということも、そういう考えもあるし、うちはできないということで、これができるのかできないか、仮にできても、できてもですね、できても、やっぱり改めてどうするかという話になるわけですから、できてもですよ。だから、出来ないのであるならば、これエネルギー棟、その何カ月の間はどっかにそれこそ機械室をもっていけないといけんという、これは事実。できるのであるならば、

その辺の考え方というのは、私も分かりませんが、できるのであれば、どうかたちでできるのかということをちょっと知らしめてほしいし、それでできるのであれば、改めてさっきの議論で行けばいいじゃないかなと思います。

◆中西照典座長 これは、上田議員が思いが違うようですから、ちょっと確認してください、とにかく早急に。田村議員、どうぞ。

◆田村繁巳議員 先ほど、話が全然違うわけでありまして、そういうことになれば、概要をまた参考のところに載せる、載せない、の議論も、もういっぺん初めからの議論にさせていただきたいというように思います。はい。

◆中西照典座長 はい、角谷議員。

◆角谷敏男議員 ちょっと確認ですが、機械室の関連で、これ、続けることができるかという点との関係なんだけど、まず私が間違っって受け止めていたらいかんから、メモを読みますけど、この機械室が、工事するのに邪魔にならないかという点で、前田専門監は杭を打つことに支障はないという意味のことをおっしゃったんですね。それで、それと今のなんだか話が違うぞというのがちょっと混乱しているような感じがしてね、その杭を打つことに支障がないとなると、そのままでいいじゃないかというふうに受け止めたわけですね。だから、なぜ工事期間中にどっかに移動しないといけないのか、その辺がちょっと今度分かります。

◆中西照典座長 ちょっとこの辺で前田専門監に、いま一度お願いします。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。お答えします。この事務所協会の報告書、表紙をはずして5枚目のところから書いてございますけれども、地階は設備関係の機械室として利用されておりますが、空間が無く、補強、柱などの寸法が大きくなった場合、現在の設備機器が配置できない、補強時に設備機器の一部撤去などが必要となるということで、次のページの上から3行目ですね、業務を続けながら改修工事を行うことができる、エネルギー棟を作ってますね、できる方法にしたと。結局は耐震改修に補強が出てきますよと、地下部分に。そしたら、その部屋が狭くなったり、機械を外したり、よっこしたりしなければなりませんので、業務を続けながらできないということなんです。ですから、ここに、報告書に書いてあるとおり、私は申し上げたつもりなんですけれども。はい、以上です。

◆角谷敏男議員 座長、いいですか。

◆中西照典座長 角谷議員。

◆角谷敏男議員 そうすると、この報告書に基づいて前田専門監は答えられたと。

◆中西照典座長 前田専門監。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 そのとおりです。

◆中西照典座長 角谷議員。

◆角谷敏男議員 はい。これは柱頭免震なんですけども、このBの基礎免震の方、免震の工法が違くと変わってくるのかな。変わってくるというか、執務を続けた改修工事ができるかどうか。

◆中西照典座長 前田専門監、その点は。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 お答えします。ここにはいろんな工法を検討した中で、どの工法においても地下の補強は必要となってくるというふうに書いてございますので、地下を残し

た場合も検討はされております。その場合にも補強は出てきますということを書いてございます。そういうことをいろいろ考えて業務を続けながらやるためにはエネルギー棟をつくった方がいいということで記述がございます。以上です。

◆中西照典座長 角谷議員、どうですか。

◆角谷敏男議員 結局は、この報告書に基づいて答弁がされたということだけ確認しておきます。はい。

◆中西照典座長 上田議員、これについては。

◆上田孝春議員 ちょっと聞いておきます。

◆中西照典座長 では、これは確認していただくということで、これについて先ほど来、意見が交わされ非常に大きな点でありますので、これは確認していただきます。では、ちょっと私の方から確認したいんですが、概要、ちょっと皆さんいいですか、概要のところをちょっと見といてください。現本庁舎6階建ての部分は耐震改修を行うとありますが、これはあくまで免震改修ということですね。括弧を入れた方がいいんじゃないかと思います。その辺どうですか。これは免震、耐震改修の工法は地下免震改修であると。いいですね、これ。地下免震、これ耐震改修しか書いてないから工法は免震だと。いいですね。はい、中村局長。

○中村英夫市議会事務局長 このたたき台のところのポツ1の。

◆中西照典座長 そうです、そうです。

○中村英夫市議会事務局長 6階建て部分は耐震改修（免震工法）ですね。

◆中西照典座長 免震工法。いいですね。この点はいいですね、ちょっと確認しておきます。それから、建物本体については、現状維持を基本とするが、設備（空調、給排水）については一部改修を施す。この部分、この部分についてそれぞれご意見があれば。というのは、先ほど言いましたように、これはインターネットで、ここの交わされた内容はしますので、様々な問題があると思いますので、そのことについて、あとから言っとった、言わないじゃなしにきちっと問題点を皆さん出していただきたい。ちょっと待ってください、その前に。

○田中利明市議会事務局次長 例えば、座長さんが言われたことについてでありますけども、概要にはそういうふうに書いてありますけども、その下の方、関連情報表の下の方に本庁舎整備、耐震工法という項目がございます。そこに免震工法という記述でやっております。

◆中西照典座長 すいません。参考にするよりもきちっと概要に僕は合わせた方がいいんじゃないかというので、今、したんですけど、どうですか。これ、書いてあればいいですか。では、それは下に書いてあるからいいということで、ではそれで。

◆角谷敏男議員 どの参考のところですか。

◆上田孝春議員 免震工法の第1項の4番目。

○中村英夫市議会事務局長 この本庁舎整備の項目のところですよ。耐震工法。

◆角谷敏男議員 免震工法って書いてある。

◆中西照典座長 これ1号案のか、これは、こっちか。

◆角谷敏男議員 座長、2号案の。

◆中西照典座長 ああ、書いてあります、分かりました。耐震工法のところに書いてあります。

すいません。それで、もう一度、私が、先ほど、読みましたところについてのそれぞれの議員から。はい、高見議員。

◆高見則夫議員 はい。この空調とか給排水、設備のところすな。さっきあんたが言ったのはな。

◆中西照典座長 はい。

◆高見則夫議員 それで、これについては、ずっと前に特別委員会の方にも提出された本庁舎の大規模修繕リストというのがありましたね。そのときに12項目があったわけで、みんな議員がみんなお互いに承知しているわけです。だから、こういうものについては既にもう計画はあるわけすな、耐震、耐震と言いましょか、改修計画というものはね。ですから、この改修計画は15年だか、20年間にわたった改修というふうに聞いておるわけですから、そういう計画があるとするならば、当然こういうことは入れておくべきだというふうに思いますよ。我々資料をもらいましたね、ずっと前に。

◆中西照典座長 ちょっと待ってください。その資料は、

◆高見則夫議員 前田専門監が多分知っていると思いますけど、大規模修繕のリスト、説明ができればお願いします。

◆中西照典座長 そのことについて、説明をお願いしましょう。それで、資料も午後になると思いますが、説明された後の資料はこちらにまた提供していただいて。はい、どうぞ、お願いします。

○福井一朗財産管理課主幹 お答えします。先ほど、高見議員さんが言われました、大規模修繕リストですけども、前回特別委員会に提出させていただきました。以上です。

◆中西照典座長 では、その資料はちょっと誰も持っておられませんので、今のこれ。ですから、それはまた資料は提供していただくということでしますか。はい、上田議員。

◆上田孝春議員 その大規模改修のいろいろなあれがあったというかたちで、今、言っているわけだけど、だけど、今までずっと検討会で議論してきた経過の中で、やっぱりそういったことも含めた頭の中に入れた中で、やっぱり設備はこれでいこうというかたちでできているわけですから、だから、それ以外にああだ、こうだをつけること、加えることは僕は賛成、了解できないということです。

◆中西照典座長 私が言いたいのは、この概要の中に入れるかどうかということは、これはちょっと置いて、その問題点をやはりここでそれぞれ話し合っていたきたいということは、今後の、何回も言いますが、ホームページ等で、何が話し合われたんだ、何が問題だった、だけでもこういうふうに押していけますよということの、やはり1つの査証になりますのでと思います。上杉議員。

◆上杉栄一議員 最初の方の議論の中で、建築基準法で増築の場合に何らかの改修をしなければならないという話があったわけで、これには設備について一部改修を施すということになっているんだけど、結果としてこの本庁舎等々についても何らかのその改修、具体的なことはちょっと分からんにしても、そういうことがあるということはここに入れるか、入れんかは別として、やはりこれはこの検討会の中で共通認識しておかなければならないかなというふうに

思います。

◆中西照典座長 上田議員、結局、上田議員が言われたのはスペースの問題であって、それを1つの階数とすると増築になるんで、その上の階を専門監が言われたような、その増築における改修が必要になってきますよという話がありました。ですから、上田議員が下にスペースができるんだよという話から、今、きているわけです、その辺のこのスペース、ここのスペース、これを言われましたが。

() そこじゃなしに。

◆中西照典座長 ではなしに、はい。

() もちろん今回の、

◆中西照典座長 すいません。私の間違いかと。

◆上杉栄一議員 まとめますと、2点申し上げたわけです。要するに増築した場合には、本体のここの本庁舎の方の改修も必要だということ。それからもう1点は、下に収納スペースを地下1階、そうなれば、要するに地下1階、地上6階というような増築ということになるんだと。増築になったら今度は、いわゆるまさにここの増築の部分も新しい基準に合わせて改修しないといけんということですから、そのことはここに書くか書かんは別として、この検討会の中で議員さんには共通認識してもらわないといけんということですよ。

◆高見則夫議員 はい。

◆中西照典座長 はい、高見議員。

◆高見則夫議員 ですから、今、この、きょうもらったたたき台、1号、2号案のその2行目に現状維持を原則と書いてあるがなあ、現状維持。だからそれはいいですよ。いいですけども、そのような長期計画があるということについては、やっぱりこれは見過ごして、次に渡るといふわけにはいかんと思いますよ。ですから、そういう問題についても、やっぱりこれ括弧で書いてありますけども、設備については空調と給排水だけではないということをお互いに共通認識しなければいけないと思います。そこらでちょっと意見の。

◆中西照典座長 どうぞ、上杉議員。

◆上杉栄一議員 市側の施設整備計画があるわけで、例えばエレベーターにしては協会は23年度に改修のやつをここに入れたと。だから、いずれにしても今後いろんなそれこそ改修計画はあるわけです。だから、いわゆる50年持たせるということになった場合に、今のままで空調と、それこそ給排水を変えただけでは50年持たないわけですし、それを50年もたそうということになれば、まさにエレベーター等々についても、これは非常に人面に非常に大事な問題だから、いずれにしても、これ、エレベーターの改修も必要だということ。そういったことも踏まえて、ここでこの設備を改修しただけで50年はもちませんよということは、しっかりとこの辺りはこの検討会で認識いけばいいということです。はい。

◆中西照典座長 この点、田村議員。

◆田村繁巳議員 ここに設備と、具体的に空調と給排水だけが書かれているんで、その他にも先ほど言われたエレベーターのこともあるわけですから、こういう具体的なかたちで載せるのがいいのかどうなのかということが1つと、増築にするのか、要は、先ほど上田会長の方から地

下を有効利用という考え方でいうかたちになると増築なわけですけども、いやいや、地下はするんだけど活用はしないとなると、またこの方法もあるわけですから、その辺はちょっと明確にしていけないといけんと思っています。はい。

◆中西照典座長 角谷議員。

◆角谷敏男議員 ちょっと上杉議員のちょっと質問に関連して、前田専門監の説明、答弁のちょっとメモを取ったんですけど、ちょっと若干、専門用語で分からないことがあるもので、ちょっと、1、2聞きたいのは、4番目に縦穴区画というものが出てきたんですけど、これどういうふうに理解したらいいのか、どんなものなのかというのと、それから、エレベーターについては、これは建築基準法ないしは他の法令によって煙対策というか、等のものを取ったものにならなければいけなくなったのか、この辺ちょっと2点目。それから、最後その第3庁舎のいわゆる増築ということを言っているわけですけど、これ渡り廊下をつけるということになると、増築であるかについては、設計時に調査するという言い方だって、新築というふうにあとからなる場合もあるということなのか、この辺ちょっともう少し詳しく説明してください。

◆中西照典座長 では、3点お願いします。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。お答えします。縦穴区画につきましては、建築基準法の36条なんですけれども、先ほど申し上げましたように、その階段数がこう煙突状に通常の階段数はなっております。ですから、その階段数自体を防火区画できちっと区画をしないと中に煙が入ったりということで避難ができなくなるということがございます。それで、現在の庁舎は2階から上はそういう防火道がついておりますけれども、どうも1階はついていないんです。ですから、その1階部分にその煙とかが入らないような防火道を設置する必要があるということでございます。それから、エレベーターにつきましては、平成12年にはエレベーターの昇降路の防火区画に炎を遮断する遮炎性能、それから煙を遮断する遮煙性能を有する防火設備の設置が義務づけられております。

それから、平成21年にはエレベーターの駆動装置や制御室に故障が生じた場合に自動的に稼働静止する安全装置、また地震時の加速度を検知して自動的に昇降路の出入口にきちっと止まるという、各出入口の戸が開くというような装置が義務づけられました。これに基づいて、ただ先ほど申し上げましたように、法的にはこちらは直さなくてもいいんですけれども、やっぱりそういうこと事故があったということを考えれば、やっておいた方がいいんじゃないじゃないでしょうかというふうに申し上げました。それから、増築になるかどうかの件ですが、これは非常に難しいと思うんです。私の見解では、いわゆる建物自体が火防扱い、不火防扱いになるか、建物が1つの建物として機能するかどうか、例えばの話し、増築棟の方に議場を持っていったりとか、その新第2庁舎とこの建物が一体的に利用するということを考えると、渡り廊下で繋いでも、繋いだらやっぱり増築になるんじゃないかなというふうに私は思っていますが、ただ今までの事例を見ますと、ツインタワーがあって、ツインタワーをこう渡り廊下で繋いだ場合なんかは、1つの建物とみなさないような判断もあるんです。ですから、これはきちっと計画通知を出されるときに、協議が必要というふうに申した訳です。以上です。

◆中西照典座長 それは、例えばこれから増築しようとする建物のどういう機能をそちらに持た

せて、これを本庁舎と一体としてそれを使うということになれば増築なんだけど、そこだけの建物で完結するような仕事であれば、新築になる可能性もあるということですか。はい、どうぞ。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。私はそのように思います。これは、申し訳ないです、私
の見解なんです、はい。

◆中西照典座長 専門監の見解。高見議員。

◆中西照典座長 よう分かりましたけども、ということはやっぱり現状維持では使えない部分が出てくるというふうに理解すればいいわけですね。手を加えなきゃいけない。例えば、今のよう
に渡り廊下で繋いだという場合には、またこちらの方のこの6階建ての方も支障の部分が出てくるとい
うふうな解釈でいいですか。

◆中西照典座長 前田専門監。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。お答えします。これが増築でないということになると、
先ほど申し上げたいろんな内装制限であるとか、堅穴区画とかは、現状のままで結構です。これ
は、法律上は既存不適格ということになりますんで、新しく建物をくっつけない限りは、今
のものでも違法ではないということになります。ですから、ここの解釈が非常に難しいところ
でございます。以上です。

◆中西照典座長 分かるような、分からんような、なんとも、感じで分かれと言われれば感じで
分かるようなところですが。そのほかですね、この耐震改修のところにおいて、建物本体につ
いての現状維持を基本とするが云々についての、ここについて確認しておきたいこと等があり
ましたら、はい、副座長。

◆下村佳弘副座長 このたたき台の現状維持と言うのは、面積とか間取りとかそういうものです
よね。ええ。これは、先ほどの大規模修繕ということもあつたんですけども、法律論で言えば
好むと好まざるにも関わらず、これはしなければならぬということは事実ですよ。しないとい
けない改修もあると、増築になった場合は。だから、現状維持を基本とするというのはいい
んですけども、設備についてはやっぱり一部改修と言うということじゃなくて、これ、記述がで
すよ、設備については改修を施すというふうに変更した方がいいんじゃないかというふうに思
いますね。

◆中西照典座長 それぞれありますんで、思いはちょっとそれぞれの、高見議員。

◆高見則夫議員 はい。最初に私がこの問題を質問したわけでありですけども、要は大規模修繕
のリストもあるわけですから、こういうものをしなければこれから、現庁舎を50年続けないと
いけんわけですから、ということになると、やっぱり設備については改修を施すということに
して括弧をとっておいた方がいいと思う。

◆中西照典座長 大規模修繕の話がさきがたから出ていますけど、リストが我々の手元になん
で、どれをどうするかということは、やっぱりつぶさに見て、やはりいかないといけないと思
います。ですから、資料の提供を求めますけども、次長。

○田中利明市議会事務局次長 今、出ています資料につきましては、昼一に準備をいたします。

◆中西照典座長 ちょうど話が中途半端になっていますけども、お昼になりました。傍聴の方も

お昼をされないといけないし。それで、今の話は上田議員にもなかなか簡単に昼休憩の中でさっきの問題が出るとは思いませんけども、努力していただいて、もしも話していただければ話していただくということで、次を1時に開会と言うことで休憩とさせていただきます。どうもご苦勞さまでした。

休憩（11：57～12：59）

◆中西照典座長　じゃあ、そろわれました。午後の時間になりましたんで、会議を再開いたします。先ほど大規模改修のリストということでお手元に配布してありますので、これを資料として参考にしてください。それで、先ほどの続きからいきます。まず、耐震改修のことが出ていました。それから建物本体について現状維持を基本とするが、設備（空調・給排水）について一部改修を施す。ここの文章をひとつずつ確認していきたいわけですが、先ほどもそれぞれ疑問点についてお話いただきました。その後について、何かそれぞれの議員の方。はい、上田議員。

◆上田孝春議員　すいません。じゃあ、僕の方から。それで、ちょっと会議の進め方の関係でちょっとお話をさせていただきたいというふうに思いますけれども、この会は5会派が代表してそれぞれ出てきております。それに議長、副議長を座長、副座長というかたちでして、この検討会はやられておるんですけれども、ちょっと申し上げたいと言うのは、副座長はやっぱり座長と一緒にあって、議事の進行をきちっと進めるというやっぱり立場が責任と言うか、そういったことですので、あまり、かなり厳しい、そういった自分の考え方をこの検討会で話すことは、ちょっとその辺を考えて発言をしていただきたいなということを、ちょっと申し上げておきたいというふうに思います。それから、機械室の関係が出ておりました。機械室を前田専門監は、また、前田専門監の見識できちっと知見で話をされておるのかなというふうに思ったところが、何かこの報告書読んどられて、この報告書のとおり話をされているというふうなことだと思うんです。あれ、前田さんは、専門監はそれなりの知見でそういった話をされているかなというふうに思っていた、これをうがったということだけはちょっと申し上げておきたいというふうに。

それで、僕は僕なりに機械室のあり方について、いろいろと時間はなかったですけども、話を聞きました。それで、柱を大きくして補強するというふうなことは、その免震のあり方を考えた、きちっと考えた中で、そういつてしなくてもいい対応策は十分あるということなんですよ、それはね。ここに書いてあるような、先ほど前田さんが言われたようなかたちでしないといけんもんもあるかしらんけれども、やはりいろんな技術を駆使してやはりやれば、今の状況の中で、どうしても機械室を移動しなくても、やはり耐震の対策、補強ができるというふうなことをそれなりの専門家の方から話を聞きました。それで、もしそういったかたちであれだったらそれなりの専門監とそういった方法はあるということですので、考えて話はしてもらったら結構だというふうに思います。ですから、先ほど申し上げましたように、機械室をいろいろ、2カ月3カ月はやめて、そこを補強しないといけんというふうなかたちで仕事が止まると

いうふうなことはあり得ないということだけを申し上げておきたいというふうに思います。

◆中西照典座長 上田議員の方からそのような発言がありましたが、これについて何か、じゃあ、ちょっと高見議員、はい。

◆高見則夫議員 工事は止まらんと、そういう工法もあるということは分かりました。分かりましたけども、さっきも言ったように、これを使い続けなないといけないわけですから、この庁舎そのものを。だから、そのためにはやっぱり今機械室でもやっぱり手を加えるべきだったらやっておかないといけんというふうな、我々持論を持っておるんですが、だけど今のものをそのままということになると、やはりこれから 50 年も先に続くものになるかどうかということについて、その辺がちょっと私は疑問に思っているんです。

◆中西照典座長 上杉議員、はい。

◆上杉栄一議員 使えると言う議論、そういったやり方もあるということ、それはそれとして理解するわけで、それであるならばどちらがいいのかということなんですわ。だから、このことは今後機械室をそれこそ上にあげるとかして使うのがいいのか、今のまんま使うのがいいのかというこれらは次の議論だというふうに思っておりますから。先ほどの話では、機械室は移転しなければそれこそという話だったから、元に戻ったような議論ですから、これは私らも専門家で、専門でないから分かりませんので次の議論に、使えるという前提であれば、それまたそれなりの、何ていうか、報告等々あろうかというふうに思いますし、それを見てということになります。

◆中西照典座長 はい、上田議員。

◆上田孝春議員 さっき、高見さんから、30 年 50 年使わないといけんということです。それをいずれにしてもメンテナンスなんていうものはしていかないといけんわけですからね、自分たちが仮に分かり易く言うと、自分の車でもですよ、上手にメンテナンスしてすれば、10 年でも 15 年でも使えるわけです。だから、この機械室ばかりじゃなくしていろんなものを、新しい建物が建ったとしてもそれなりのメンテナンスはきちっとすれば、50 年使えるやつが 60 年でも使えるわけだし、それはメンテナンスの問題だということを申し上げておきたいというふうに思います。当然それはメンテナンスはしていかないといけんと思うし。

◆中西照典座長 はい、ほかに。ちょっと先ほどの副座長の意見について、上田議員の発言がありましたけども、やはり当然座長の補佐でありますので、この会のメンバーですんで、やはりその意見は意見として皆さんに披瀝すべきだと思いますのでお願いします。はい。じゃあ、そのほか、この一応概要を今お話しているわけですが、何かその概要について、上杉議員、はい。

◆上杉栄一議員 今議論になっているのは、設備についてということが議論になるわけですし、設備は空調、給排水、午前中の議論でこれだけでは済まんではないか、要するに法に照らして整備しなければならないものも、もちろん出てくるわけですし、それを一々ここに上げるというのはなかなか難しい。となれば、要するに、ここに空調・給排水についてということになるんですけども、実際には他のところもそれこそこれ以外の分についても改修をしなければならないということが出てくれば、設備等と言うような文言をつけるかなというふうに思っております。具体的にこれは設備、ほかの分で言うと、さっきの排煙口だ何だ、いろんなもんが出て

くるわけだけでも、それを一々上げる話にならんわけで、あるいは法に照らして、何て言うかね、必要なものと言うようなこと、あるいはそれ入れる、つけ加えるのであれば、整備についてはそういうことを入れるのか、ほかすのであるならば設備等々というようなかたちで載せるのかということです。

ですから、ここにある設備を括弧書きの分でこれだけというかたにはならんわけだから、そのあたりの議論だと思います。

◆中西照典座長 それ、ちょっと確認しますが、設備、例えば、設備等と言う設備（空調・給排水等について）でいいんですか、そういう意味ですか。提案された上田議員としてはどうですか。設備（空調・給排水）だけになっていますけども、その給排水等括弧についてというふうがいいじゃないかという意見ですが。じゃあ、上杉議員。

◆上杉栄一議員 午前中にも話をしたように増築という格好になった場合に、設備と給排水だけでの解消にはならんと言う話は前田専門監も言っているわけだから、別のいろんなそれこそ防煙の防煙壁とかなんとかいった話もあったわけだから、ただ、これは設備と給排水だけを直して使えるものではないわけ。これは先ほども言いましたように、法に照らしてこれも改修しないといけんというものがある。ですから、そういう意味で、等って入れたわけ。だから、細かいことまで入れればいろんなものが出てくるだろうけども、ここまで入れるようなスペースはないわけだから、だから、等ということと言っているわけです。

◆中西照典座長 上田議員。

◆上田孝春議員 確かにここを本庁舎を免震にして、それから一部増築をしてつなぐというふうなかたちで建築基準法でどうしてもやらないといけんことはこれはやむを得んというのも思うんですよ。ですから、やむを得んというか、どこでどういったかたちで、それでさっき言ったように、渡り廊下でつなぐところに防火扉をつけないといけんとか、そういうふうなかたちで、万が一のときの関係で防火扉をつけないといけんとか、そういったことについては、これはやぶさかじゃないというふうに僕は思っています。ですから、改修にそういった増築をすることによって、建築基準法でどれとどれをしないといけんという項目が出てくるか分かりませんよ。だから、そのことによってしないといけんことはこれは私はやむを得んというふうに思っております。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 さっきメンテナンスの話が出た。当然それはして、これ維持管理していかないといけん、当然のことなんですけども、先ほどリスト表もらった中で見ると、当然法的には、

◆中西照典座長 ちょっと高見議員、ちょっとそこに入る前にね、

◆高見則夫議員 何、

◆中西照典座長 入る前に、ちょっと上田議員の言われたことに、上杉議員が答えられます、ちょっと。

◆上杉栄一議員 上田さんが言ったそういうことが法的に入るんだったら、それは入ればいいということでまさにそのことが等なわけですしね、等のことですわ。そういうことですよ。

◆中西照典座長 それで、ちょっと私は整理すると、上田議員が言うと、法令上必要な改修を施

すという文言にするとまたおかしいですか。今の言うと、法令上必要な、いや、それは上田議員はここに書かなくてもそんなことは分かっているから、このままでいいという意味ですか、ちょっと確認です、はい。

◆上田孝春議員 だからね、等を入れて、そういったことをするんだってさっき上杉さん言ったり、私が言ったようにね、増築をしてどうしても法的にこれはしないといけんということになれば、これは法律を犯してまでな、するわけにはならんわけだから、最低限度のその改修をしたり、増築をしたりするときに、この部分だけは法的にどうしてもやらないと、建築基準法を通らんということになれば当然しないといけんわけですから、その辺は議事録にきちっと残しておいて、決まってから位置条例の、位置条例じゃない、住民投票の結果で、決まればそれは当然やるべきで、ここに等として入れるか、入れんか、検討会のそういった議事録で残しておけば僕はいいと思うけどな。うん。

◆中西照典座長 まさに今問題なのは、この関連情報表がある程度皆さんに伝わるときに、空調と給排水だけになっているのに等を入れようとしておるわけでは上杉議員のあれで、上田議員はそのこと自体はどうですか、よろしいですか。

() 見逃している、

◆中西照典座長 いやいや、ちょっとそれを今言われるか、ちょっと確認を、はい、上田議員どうですか。

◆上田孝春議員 だから、その等を入れたとしてですよ、さっき言ったような部分だけの等であればいいという、うん。

◆中西照典座長 ちょっと待ってください。

◆上杉栄一議員 あくまでもこれは建築基準法に則って新たな改修が必要だということが、午前中の議論にも出ているわけで、となればこの空調給排水に留まらなないと。ただ、その内容はこれから精査するわけだから、どこまでこの改修しなければならないというのは、これから精査しないといけんから、だから等を入れるということです。別に不必要なものを入れるから等ということとは言っておりません。

◆中西照典座長 田村議員、ちょっとその辺。

◆田村繁巳議員 空調・給排水、これを文面だけを見ると限定されたような内容になっておりますので、そういう建築基準法に照らし合わせて改修するということも認められているわけですから、ぜひここは等ということでつけたらいいんじゃないかなと思います。

◆中西照典座長 角谷議員。

◆角谷敏男議員 午前中の法規の説明との関係で言えば、法規の範囲内は当然改修なり、それなりの措置をやらんといけんわけですから、そうなればですよ。だから、等って入れてもおかしくはないじゃないかなとそういう定義づけをちゃんとしとけば、入れといた方がそりゃいいと思いますよ。逆に入れんとなると、もう何もかもできんということになりかねんかと、このくらいはいいと思うんだけどね。

◆中西照典座長 高見議員、今のことについて、いいですか。

◆高見則夫議員 もうこれは先ほどのように法的な根拠のものがたくさんあるわけですから、当

然やっぱり入れておくべきだと、だから、それは等であろうと、やっぱりこの設備の問題についてはやっぱ改修するということは表面に出ないといけんと思いますよ。部分的にね、括弧の今出ている部分だけでは物足りんというふうに思います。

◆上田孝春議員 それを取ったら違うものになる。

◆中西照典座長 ちょっと、

◆上田孝春議員 ここに等はいいけれども、あとでということが余分になってくる。

◆中西照典座長 ちょっと、僕の前を飛ばないでください。はい、副座長、ちょっと。

◆下村佳弘副座長 等という表現もあろうかと思うんですけども、これは上田さんの方も分かっておられるように、皆さんが分かっておられるんですから、法令に定められたものというふうなことを一言入れるという方向でもあるんじゃないかと思うんですけどね。

◆中西照典座長 はい、上杉議員。

◆上杉栄一議員 議論は、要するに法令に定められて改修しなければならないものは改修しなければならないということで、ここで検討会で一応皆さん確認しているわけだから、それを踏まえて等ということでもいいじゃないか。

◆中西照典座長 ちょっと確認をしてね。設備以下のところ、設備（空調・給排水等）について一部改修する。ここはそれでいいですか。はい、じゃあこれは、事務局そういうふうにしてください。そのほかの点についての疑問、質問ある人、はい、じゃあ、田村議員。

◆田村繁巳議員 設備ではないんですが、この建築基準法に照らし合わせてそのバリアフリーの問題というのは、やはりそういうきっちりした規定があるのかどうなのか、ちょっとその辺のことについてちょっと専門監の方でも聞かしていただけたらありがたい。

◆中西照典座長 前田専門監。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。お答えします。バリアフリー法でございますけれども、高齢者・障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律ということでございますけれども、誰もが日常的に利用する建築物について一定規模以上の建築を行う場合にはバリアフリー化のための必要な基準、建築物移動等円滑化基準というものに適合させなければならないということでございます。また、これらの既存の建築、今の庁舎のことでございますけれども、建築物に対しても基準に適合するよう努めなければならないとされており、一定規模と申しますのは、床面積の方形が 2,000 平方メートル以上となる増築、新築などの場合でございます。今回は 3,650 ということで、バリアフリー法が適用になるということでございます。以上です。

◆中西照典座長 ちょっとすいません、現庁舎の新しい増築されるのはちょっと置いといて、努めなければならないという意味は、それははっきり言ったらしくなくてもいいって言うことですか。努めなければならないっていうのは、これから、いわゆる設備等の改修を施す中にそこも入ってくるのかどうなのか、ちょっと見解を。はい。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 お答えします。あくまでも努めなければならないということですから、バリアフリー法に関しては、どうしてもしなければならないということではございません、この今の庁舎を。はい。

◆中西照典座長 はい。では、そのようなことで、いや、この本庁舎ですよ。本庁舎は、法律上

はしなくても、しなくてもという言いことは、努めなければならないんですから、そっちの方向で努力するんだけど、しないからと言って法律違反にならないということですね。はい、そのほかは。じゃあ、高見議員、はい。

◆高見則夫議員 しつこいけどね、上田さん、あなたに聞くけども、前回出されたときの関係、これはそういうこと考えてなかったわけですか。全然考えていない。はい。ついては、ということになると、先ほど設備の関係については、してもいいけど、せんでもいいってことでね、これではいけんからやはりどっかに明記することも大事なことじゃないですかね。ということは、しなかったらいいんだけど、するっていうことになると今度は積算にも影響してくるしね、また次の話だけでも、その辺、どうでしょうか。どっかに明記することは。

◆中西照典座長 ちょっとこの話はちょっと、上杉議員の、はい。

◆上杉栄一議員 このバリアフリーの関係は、さっき前田専門監が説明したことで理解はするけれども、やはりこの市庁舎ということになった場合に、民間のビルと違うわけだね。その鳥取市の庁舎がこの改修を機にバリアフリーも何もないままでいいのかという議論、必ず出てくると思います。ですから、これは今後の課題の中で、ここに決まった中で改修、というときに市民のいろんな角谷議員も言っていたんだけど、いろんな意見が多分出るだろうという格好の中で1つの大きなこのバリアフリーに改修するかというのは大きな声だというふうに思っておりますので、これはやはりここに載せる、載せん、の話じゃなくして、やっぱりそういったバリアフリーの庁舎づくりはしていかなければならないっていうふうに、私は思います。

◆中西照典座長 では、上田議員。

◆上田孝春議員 ですから、今回のこの対案や中身にはね、入れんというように、条例の関係で決まってからあれすればね、そのときにはやっぱり市民の声を聞いてそれなりに判断をすればいいという。ですから、それはそれでさっき言われたとおりでいいですよ。それと、最初にちょっと申し上げるのをあれだったけど、ここ、地下本庁舎、地下のスペースの関係は、増築云々の話がちょっとあったんですけど、今までどこの庁舎も免震でした場合には、その空洞は空洞で柱頭免震にした場合に、その2メートルかなんぼかのスペースが出る。それは、条項とかそういったもので対応していますし、どこも増築なんかに加えずに施行してあるということだけ申し上げておきたいというふうに思います。

◆中西照典座長 前田専門監。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。ピットということで、そこを用途が、いわゆる使う用途が発生しないということであれば、当然面積は入らない。ただ、上田先生のお話ですと、なんかその倉庫とか、そういうふうに使われると、ちょっと聞いたものですから、はい。ということでございます。以上です。

◆中西照典座長 ちょっと先ほど大規模改修リストが出ております。これについては、これはほんの資料でいいんですか。こう昼からの資料としてあれですけど、上杉議員、はい。

◆上杉栄一議員 この大規模修繕リストが、年次的に改修予定年があるわけですし、いずれにしてもこれは改修をしていかなければならない。だから、第2号案にこれを入れる必要はないけれども、さっき上田議員が言われるように、50年持たせるっていうことであるならば、やはり

これから会の経費はこういった改修に対する改修費、費用はいるということは、これはもうこの委員会の確認だけでいいと思います。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 私も最初に言ったように、午前中言ったようにやっぱこういう法的もそのチェックしなきゃいけないものがあるわけですから、当然これも挙げるべきだということにも、

◆中西照典座長 ちょっと高見議員、ちょっと言葉がね、ちょっと曖昧であります。つまり今後こういう大規模改修が起きるんだけど、ここのたたき台、あるいは関連情報の中にわざわざ挙げる必要はないっていうんですか。やっぱり挙げるべきだと。

◆高見則夫議員 必要あるものは挙げるべきだと思いますよ。だから、法的に根拠のあるものということです。

() 法的に処理すればいいが、法的問題は。

◆中西照典座長 はい、上田議員。

◆上田孝春議員 ですから、さっきのバリアフリーと一緒にですよ、バリアフリーと一緒にね、当然していかないといけん問題は出てくると思うけど、やっぱり今回のこのたたき台の概算の中には、やっぱり僕は入れんと。やはり決まってから、住民投票で決まってから、やっぱりこの辺は判断をしていくということに僕はしたいというふうに思っています。

◆中西照典座長 はい、高見議員。

◆高見則夫議員 それでね、そういう決まってからはいいんですけども、まずは、金額の問題になったらいけんけども、そういうものが積算されてある程度の、その何とというか、金額の塊を生み出さんとこの決着になっていかんじゃないですか。今、部分的なことをやっているんだけど、そういうものに積算の根拠にならんといけんから言っているんですよ。

◆中西照典座長 はい、田村議員。

◆田村繁巳議員 はい。修繕リストを見させていただきますと、改修予定年ということで、屋上の防水シートが平成 23 年、エレベーターが平成 23 年、喫緊ですね、これ、すぐにやらないといけんという状況の中で、このあたりをどう入れるのか、入れないのかということだろうと。当然、この修繕リストはやらなきゃいけないことですから、ただ、迫っている部分はどうかということの議論だろうと思いますけど、これは入れてもいいんじゃないかなという考え方を持っています。はい。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 今、ここの中で議論しているのは、要するに設備等は出たわけですが、具体的に今度はその金額の問題が出てくるわけだけども、金額の問題はさて置いて、さては置いておいて、この喫緊のその平成 23 年度の改修予定、これをこの度の改修と一緒に、これ、でも、23 年度ということになれば、実際、ここをすると 25 年度、26 年度になるわけで、このエレベーターはもうすでにこの市の方の予定からもう済んでいる話になっているわけですね。

() になっている。

◆上杉栄一議員 うん。この 23 年度ということになると、もうなっとるわけで、もう 23 年度が終わるわけだから、うん。だから、そうなれば、それは、金額は別にしてもやっぱりこれは、

この改修を機に、改修を機にこの屋上の防水シートであったり、エレベーターはやっぱりそれはするべきだし、しないといけんというふうに思います。だから、これを入れずに、入れずにそれこそ改修だけ、ただ、改修すればいいという問題では、これはないというふうになってくるわね、そうなれば。

◆中西照典座長 上田議員、じゃ、高見議員。はい、すいません、高見議員じゃない、角谷議員。

◆角谷敏男議員 金額の議論を高見さんは言っていると思うんですが、金額のことに関連するからね、言っているでしょう。それで、さっき座長が言ったように冒頭から、金額の問題はちょっと横において議論しているわけですが。じゃないと、絡めるとこの積算にも入るよと言って、ポロっと何か言われたようだから、そしたら金額議論ですよ、実際問題。そうじゃなくて、上田さんが言っているたたき台がここに、たたき台のやつで作って、ここに決まったあと、議論する。それで、その議論をするんだったら表現上どう入れるかと言うんだったら分かるけど、積算をするということだったら、もう議論になりませんよ、そんなことを言ったら。誰がまた積算し直すんですか、我々できませんよ。

◆中西照典座長 角谷委員、はい、そこまで。それで、今、上杉議員が言われたけど、お金よりも、もう23年の予定できているんだから、例えば、防水シートとか、エレベーターの改修は、やはりこれは必要なものですから、等の中にそれも含めるんだというこの合意ができますかという話ですね。

() だから、その判断なんですね。

◆中西照典座長 うん。これ、上田議員、どうですか、これ。

◆上田孝春議員 だから、最初から等のところで、私言っているが。うん。改修とか、そういった増築等々に建築基準法に関わるものを入れるというかたちで、これ、等を付けたんだで。うん。だから、こういったいろんなものが出て、加わって行っているから、等はいかがなもんかというふうにとちょっと試案をして、等を入れるのは改修とか、そういったものに対しての建築基準法のものに含もうというかたちで等を入れたわけだからな。

◆中西照典座長 上杉議員、はい。

◆上杉栄一議員 それなれば、これは、市の方の考え方なんですけれども、この屋上の防水シート、それからエレベーターの改修はいずれにしてもしないといけんわけで、これを今度のそのあわせてじゃなしに、今々これは平成23年度になっているわけだから、ここを耐震改修しようが、しまいがこれは進めていくということなんだわね。これ、ちょっと市の方の考え方聞いておかないといけん。

◆中西照典座長 どなたが回答できますか。はい、どうぞ。

○福井一朗財産管理課主幹 はい、お答えします。エレベーターにつきましては、2009年の法改正になったんですけれども、そのときに扉が開いたまま自走したらだめとか、地震時にしっかり停まるとか、そういった法改正に今のエレベーターは対応しておりません。それ以前に、前回の改正になりました防災対策、煙がこれの中に入らんということに対しても、今のエレベーターは対応しておりませんので、また、これは改修した方がいいと思われます。

◆中西照典座長 それは、法にのっとっての改修ということですね。どうですか。そういう意味

で理解していいですか。

○福井一朗財産管理課主幹 はい。

◆中西照典座長 はい。じゃ、そういうふうに。上田議員、はい。

◆上田孝春議員 だったら、法にのっとって、23年ですと言うんだから23年度でやったらいいんですが。うん。それは、計画しているんだったら。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 これ、予算の問題がもちろんあるわけであろうから、いずれにしても23年度に開始予定年になっておる。だから、これは、ここを改修しようが、しまいが、免震にしようがしまいがこのエレベーター、あるいは、もうこの屋上の防水シート、今でも、これ、雨漏りしているかどうか分からんけども、多分、そうだろうというふうに思うんだから、これは早急にその改修はされたいと思います。エレベーターの分については、私はこの免震の工事との関連があって、結果として、その免震工事をしてからでないとエレベーターの改修はできないということであるならば、そのエレベーターの改修については、その免震工事とあわせてそれをするべきで、いったんした、新しくそれこそエレベーターをそれこそつけ替えて、また、免震のときに、またそれを補充しないといけんことになっても二重投資なわけだから、そのあたりは市の考えだと思います。

◆中西照典座長 今のところで言うと、とにかく、それは改修しよう、この本庁舎の今の改修にしようと、あたろうとあたらいと必要なことであるということですね。今後、これだけのことは、確実にこの23年度となっていますけど、やるんだということですね。では、そのことで確認しておきます。はい。そうすると、ちょっと概要を、もう一度確認しておきます。ポツ1ですね、概要のまだ1ですよ。ですから、この1を確認しておくというわけです。ここは、現本庁舎の6階建て部分は耐震改修を行うとともに、建物本体については現状維持を基本とするが、設備(空調、給排水等)については一部改修を施す。このことは、上田さん、いいですか。いいですね。じゃ、これはこれでいきます。それで、もう一度確認は、耐震改修というのは何かというと、この耐震工法に書いてありますように、現本庁舎、新第2庁舎ともに免震工法、これもいいですね、はい。じゃ、これは、そのようにさせていただきます。それで、次のポツ2ですね、現本庁舎の2階建て部分は取り壊す。これは、これでいいですか。いいですか。では、これでいくということであります。

◆下村佳弘副座長 エネルギーの、(聴取不能)出した分を入れるとか。

◆中西照典座長 それで、先ほど、エネルギー棟についてのお話が午前ありました。これについては、上田議員の方から言うと、今までのその停めなくてもいけるということを見解を聞いてきたんだということでありました。ただ、報告書においては、それは難しいんだという報告でもありましたので、これは、先ほど言いましたように、ここにあらわすか、あらわさんかということでもちょっと議論が、その参考にでもあらわすか、あらわさんかということでも議論になっていましたけど、この点についてはどうですか。じゃ、高見議員、はい。

◆高見則夫議員 2階建ての部分の取り壊しは上田さんの方から提案があったわけだから、最初に。ということになると、今度は駐車場との関連は出てくらへんですか、次になるんだけども。

なるんだけど、そしたら、結局、取り壊すということになると、またそういう議論がなってくるから、今、この部分を、壊すか、壊さんかということは今議論するんですか。

◆中西照典座長 うん。ちょっと、それまでにエネルギー棟についての話も、今、していますので、エネルギー棟の分については、それぞれの意見があるわけです。その中で、それをその参考のところにでも入れた方がいいじゃないかという意見があります。この点も、まだ未解決なんで、その点をお話しているところでありますけども。はい。

◆下村佳弘副座長 はい。この工事について、もう大きく本当に核心部分みたいに関わることで、免震との関連があるということですね。これ、本当に代替ができるのかどうか、これ、本当にしっかりした確証がないと本当に何カ月も停まってしまいかねないというような状況になります。だから、その辺の説明ができればいいんでしょうけども、その辺のところがちっと今は不明確だということで、これはどうするかということがやっぱりしないといけんじゃないかというふうに思いますね。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 うん。エネルギー棟の問題は、私もその1階、2階を取り壊した部分に協会の方はエネルギー棟となっているんだけど、ここがいいのかどうなのかという議論もまた出てくるわけだろうし、いずれにしても元の議論にまた戻るような話になっちゃうんだけど、地下にあるのがいいのか、上に持って行くのがいいのかという議論だというふうに思っております。それから、執務を続けながら地下のその機械室等々を動かしながらできるかということも、これも1つの議論になっておるわけで、ちょっと今、宙に浮いたままになっておるんで、この議論は。ただ、基本的には執務をしながら改修工事をする、そのためにこのエネルギー棟、エネルギー、機械室が今のままで出来るか、どうか。ただ、これはちょっと棚上げみたいな格好。ただ、まだ、ここの中に、今のポツのところからすると以前のあれにもこのエネルギー棟の問題は出てないわけですし、エネルギー棟というのがちょっとおかしいわけですね。要するに、機械室をどうするかというそういう議論になっているわけだけど、まだ、これは、まだ議論がまだ噛み合っていないし、それぞれのそれこそ技術があるわけだろうから、だから、どちらを採用するかという話になるから、ここに入れるのがいいのかどうなんかはということになると、入れれば、もうこれは決定したような話になっちゃうわけだし、もう少し様子を見る。結果としては、これは、もう住民投票をして、こちらの方になったときに地下にあるのがいいのか、地上にあるのがいいのか、あるいは、5階に持っていくのかという議論が出てくるんじゃないかなと思います。だから、ここで、そのエネルギー棟の問題を議論して、どういうかたちでこれを入れるのかなというの、ちょっと私も分からんところもある。

◆中西照典座長 では、高見議員。

◆高見則夫議員 そのときには、今のような問題で全体を考えないといけんわけだけど、要は、ここを使わないといけんわけですからね、要はね。使っていくということになると、やはり別途そのエネルギー棟を作る機械室を作っていくということになると、やっぱりこれも平常の業務が停まってしまうというようなことがあるから、やはり、これ、決定をして、まずここを使うということを決めて、その中でそのような設備等の問題についても総合的に考えていくと

いうことでいいと思いますから、部分を取り壊すということになるとね、壊すということになるともうまた今のような議論が、どこに置かかということになってくるわけですから、その辺をちょっと判断をしながらエネルギー棟については、私はどちらかと言うと別途の方がいいと思うんだけど。その辺の判断をどうするか、取り壊すということについてはいかがなもんかなと思って、提示しております。

◆**中西照典座長** 高見議員、取り壊すという話と機械をどうするかというのとちょっと話が。ただ、レポートは、取り壊したあとにしたいというレポートがありましたけども、ただ、今、問題なのは機械を停止せずに業務もできる、それから工事作業もできるということについての疑義があって、上田議員はできるんだよというふうに聞いているということですし、それについてやはり無理じゃないかというところもあるわけです。ただ、今問題にしているのは、そういうことはここで決着をつけるというのはなかなか難しいけど、そういうことをこの関連情報の中に、どういうふうに表すのか、あるいは表さないのか、表すとすればどうするのかというのを、今皆さんに聞いているわけです。じゃ、高見議員。いやいや、田村議員。

◆**田村繁巳議員** はい。今の、今の段階で概要の中に入れるというのは、もう判断つかないわけですから今はしないと、概要の中には入れないんだと。ただ、今の状況の中で壊さなくて、機械室を作らなくてもやれるのか、やれないのかというのははっきりしておかないと、これはもう大変なことになると思いますので、これは、今、上田会長の方からできるんだという話があったわけですから、これは後日説明をしていただくと。そして、その上で判断するということで、今の段階でもう概要に入れる云々はできないと思います。

◆**中西照典座長** 副座長、はい。

◆**下村佳弘副座長** 上田さんの方からそういうご意見があったんですけども、これは聞いておるという話で。それで、それじゃ、ここの中では聞いた話でという話だけでしかないわけですね、うん。それを採用してというわけにはいかないということで、概要の中に載せないということであれば、ちゃんときちんと課題問題点として上げておかないと住民に説明できないと思いますよ。

◆**中西照典座長** 上杉議員。

◆**上杉栄一議員** できるかできないかというのは、これからの議論なり、それぞれの立場でそういった技術者がこれはできますというような話は多分出てくるだろうというふうに思いますけれども、この議論は、この概要の中に載せるか載せないかということになると、田村議員がさっき言ったように、今の時点ではこれは馴染まないということだというふうに思います。ただ、議論が、こういう議論があったということは、午前中のこの検討会でも議会のホームページの中で、議論の過程で今そういう話があったってことは載せてもらったら、それはそれでいいと思うけども、この中にエネルギー棟の問題っていうのを載せるっていうのは、これは非常に難しいかなというふうに私は思います。

◆**中西照典座長** 角谷議員。

◆**角谷敏男議員** 副座長は、あえて核心部分だちょっとおっしゃったから、その辺がちょっとよく分かんないんですよ。じゃ、白黒つけようかということになると、山本さん、呼ぼうか

という話だって出てきて、じゃ、山本さん呼んで、我々がどう判断するかという話で、我々が説明できない課題、あえて課題っていうのはあんまり好きじゃないんだけど、今後検討するというかたちで、上杉委員も言われたけど、ここを選ばれた後、選んだ後にそういうことをしないとイケんと思うんです、実際問題。だから、そのときに直接聞くなり、そういうことはできるだろうけれども、どうしても今のところで核心部分だっておっしゃるっていう点が、まだ僕はちょっとよく理解できませんけども。これまで、さっきその機械室の扱いをあれだけ議論して一応合意をしてきているわけだから、その関連ですが、報告書でいうと。そこまで踏み込むのかなという気がしてしょうがないんです。だから、あえて核心部分っていうのはなんだろうかなということです。

◆中西照典座長 ちょっと。田村議員、はい。

◆田村繁巳議員 今、角谷議員の方から住民投票が終わってからの話のように、ちょっとお聞きしたんですけども、それからの結果でと。私は、先ほど、上田さんに説明をというのは決してそういうことではなくして、ほぼ確証をつかんだようなかたちで可能性はあるんだと言われたわけですから、それはそんなに時間を置かなくても説明していただけるものだというようにちょっと思ったんですが、いかがでしょうか。

◆中西照典座長 上田議員。

◆上田孝春議員 そのように説明もしました。さっき言ったように角谷さんの方からこの提案をした山本さんの話も出たけど、山本さんの話ともうひとつ、もう一方、そのような専門の、専門の免震専門の、これは本当に日本でもそれなりの名の通った専門家なんですよ。そういった方からきちっと話を聞いて確認を取りましたから。ですから、ただ、僕は話をただで、なかなか納得ができませんという話もありますけど、それだったら時間をかけてとことんやりましょう。それはやりましょう。なんぼでも。

◆中西照典座長 はい、高見議員。

◆高見則夫議員 我々は、今、根拠にしてああいう議論をやっているのは、あなたの方から出た関連資料の中で、この間も出ておる手元の数字も出ていますから、だからその中ではちゃんともう2階部分、前の部分は撤去っていうようなことが出ておるわけですから、この根拠に基づいて我々は今検討をそれなりにしておるわけですから。だから、こういう問題についてやらんと、また議論をすり替えるような、今のようなことになるとおかしいじゃないですか、それは、その辺は。

◆中西照典座長 ちょっと、上杉議員。はい、上杉議員。

◆上杉栄一議員 できる、できんという議論が今あるんだけど、できる、私も、なんべんも言うんだけど、できるとしたらどちらを取るかということなんです。地下に置くのか、地上の方がいいのかと、そういう議論に行くべきだというふうに思っております。だから、今は執務をしながら、あそこの地下の機械を使いながらできるということを上田さんが言っておられる。それなりの専門家がそういうふうに、それはそれで説明してもらえばいいと思うし、いいと思うけれども、問題はそれができるからできないからではなしに、できるということであるならばじゃ、どっちを、どっちを今のまま使うのがいいのか、要するに、上に持って行って、機械

室を持って行ってそっちを使うのがいいのかと、そういう議論だというように思いますが、なんかちょっと、それこそ今の議論がかみ合っていないのはそのあたりです。言っているけど、できる、できると言っているけど、証明がないじゃないかという話になっているからおかしくなっているわけで、だからこれはできるっていう議論もあるだろうし、できんっていう議論もあるだろうし、できるんであったら、できるっていう前提であるならば、どちらの方がそれこそより安全なのか、要するに、コストの問題ももちろんあるわけですし、それから工事の問題もあるでしょう。だから、どちらを取るかということだというふうに思います。

◆上田孝春議員　あまりこれは議論がなかった。

◆高見則夫議員　ちょっと待ってよ。いや、いや、今、私が聞いているのは。

◆中西照典座長　じゃ、高見議員。

◆高見則夫議員　はい。今、ポツの2番目言ったでしょ、座長は。現本庁舎の2階建部分を取り壊すかどうかという表現をどうしようというんでしょ。だから、

◆中西照典座長　ちょっと、ちょっと高見議員、違う。そこに行くまでに、副座長から言われたように、いわゆる機械室が使えずに仕事ができるか、仕事っていうのは工事と事務ができるかということについて疑問が残るからどうしよう。そのことについては、大きな問題ですから参考ぐらいには入れておかないといけんじゃないかということについて、いや、今時点では、それはそこまで入れなくても、一応ここの議事録が公表されるんで、その中で、これだけの大きな問題をしたんだよということでもいいんじゃないかという意見、いや、残すべきだという意見、いろいろあるわけで、そこをちょっと今、皆さんの合意を求めていっているところであります。

◆高見則夫議員　ちょっと機械室の関連で。

◆中西照典座長　高見議員ちょっと待ってください。副座長。

◆下村佳弘副座長　だから、できるかできんか分らんということでしょう、これ、今。

◆上田孝春議員　なんで、できるということ。

◆下村佳弘副座長　できんという意見もあるわけですよ。だから、そういうことがあるんだよということ参考を書いておけば、それで済むことじゃないですか。

◆上田孝春議員　それは対案になってない。

◆下村佳弘副座長　対案でなしに参考ですよ。

◆中西照典座長　高見議員。

◆高見則夫議員　できるっていうことを、午前中そうあのもんだから、上田さんがそう言っていて、それは理解しましょう、その辺は。ですから、例えば、今のような問題があるとすれば、ただし書きを初めに入れて、そういうものを表現するというふうなことはいかがですか。今、論議はその辺が入れるか入れんかの問題ですから、ただし書きで、ただし何々というふうな表現も、方法もあるということですよ。

◆中西照典座長　はい、上田議員。

◆上田孝春議員　だから、このたたき台に大量載せなくても、検討会の議事録にきちっと残しておけばいいということです。上杉さんと一緒だ、同じ。上杉さんもその考えだというように私

は理解しているんだけどね。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 私は、一番この機械棟に、機械室についてはさっき言ったようにできる、できん議論あるけど、できると上田議員は言っておる。それで、それなりの専門家の話も説明なんかも多分あるでしょう。それはそれとして、問題はできるとかできんとかの問題ではなくして、どこに持っていくかの問題。もし、できる、今のままそれこそできるんだったらそれでいいわけです。いいわけですが、それはしてもらえればいいけど。ただ、そのときに地下に機械室があるのがいいのか、あるいは浸水だ、なんだかんだの話になれば別のところに持っていった方がいいのかという、こういう議論をしないとイケんということなんです。だから、できる、できんの話は水かけ論になっているから、今こんな話したって先には進まんと思いますよ。

◆中西照典座長 今、このできる、できない論は永遠に続くわけです。専門家が来られて専門家同士でやり合ったところだって工法の考え方ひとつそれぞれがあるわけで、それは実際につくってみんとわからんじゃないか、みたいなことに行きそうなので、このことには入りません。入りません、入ると我々はそのことを永遠にするためにここにおるんじゃないしに、情報、この住民投票条例を作る、その中の大きな問題ではありますけども、大きな問題ですけども、今の、まとめさせていただきます。副座長の言われることも非常に大きな問題であります、これはこれだけの中でお互いに議論を戦わせております。ですから、どちらがいいとか、悪いとか、つきませんけども、これは今ここで議論をされていることはきちっと議事録に載っていきましますし、その議事録からまたそれぞれが引き出していただいて、それをまたこういう問題があったんだよということは言っていただけると思いますので、今、これ進めるために、とりあえずはこの関連情報表、参考も含めて、そのことについては表現を控えた方がいいじゃないかというのが、私の意見ですけど、よろしいですか、それで。

◆角谷敏男議員 はい。

◆中西照典座長 いいですか。

() 大丈夫か。

◆中西照典座長 ちょっと。

◆下村佳弘副座長 座長、

◆中西照典座長 それでいいですかというところです。どうも副座長も思いはあるようだけでも。

◆下村佳弘副座長 これについては。

◆中西照典座長 ちょっと待ってください。この次でなしに、いいですか、いろいろ思いはありますけども、その思いも含めて、いいですかということです。

◆下村佳弘副座長 はい。合意ができるか、できんかを僕は言いたいんだ。課題、

◆中西照典座長 ちょっと待って。じゃ、じゃ、ちょっと。だから、課題が残っているということは含めてけども、検討会でしているということは議事録に残るので、そこで、一応残るところで、表現が残りますので、それでいいんじゃないですって、今。版には入れないかもしれないです、それで収めさせていただいていいですかということを行っているんです、今。じゃ、それぞれの思いがあって、この関連情報については、これから公になるので大変重要な

問題ですが、先ほどのような、副座長のような思いもあるわけですが、ここの中にはとりあえず表現は控えるということで進めさせていただいていいですか。はい。じゃ、いろいろあるでしょうけど、それで進めさせていただきます。それで、先ほど私が言いましたのは、現本庁舎の2階建て部分は取り壊す。これはこれでよかったですね、はい。そうすると、このポツ2までにおいて、先ほどもいろいろ問題がありましたけども、それ以外に何か一応この中で議論しておかんといけないというようなことはいいですか。一応これで現本庁舎の件については、一応終わろうと思いますけど。じゃ、角谷議員。

◆**角谷敏男議員** 終わる前に、現本庁舎の2階建て部分は取り壊すということでいいということで、確かに意見からすると、今日のたたき台の議論というのは、委託する前の、
() 角谷議員、マイク、マイク。

◆**角谷敏男議員** ごめんなさい。本庁舎の2階建て部分を取り壊すということで、このことについて委託する前の原案がそうになっていたから、それに基づいた議論ということからするとあれなんだけど。そうだな、高見さんがちょっと言っておられた言葉で思いがあるんだけど、やはり今ある建物がね、使えたら活かした方がいいじゃないかなという思いはどうしてもありますわ、支障がなければ。そりゃ、工法の問題、耐震工法の問題でちょっとこれはということと言われる方もありますが、この辺も、やっぱりよく精査した方がいいじゃないかなと。ここが選ばれたらですけど。そういう意味です。

◆**中西照典座長** 角谷議員、思いは分かりますけども。

◆**角谷敏男議員** いや、思いです。はい、終わります。はい。

◆**中西照典座長** 終わってください。それは誰もありますからね、進めさせてくださいな。じゃ、一応この本庁舎、現本庁舎については、取りあえずここで一たん締めます。また後でどうしてもというかたがあったら言っていただけたらいいわけです。次に、ポツ3ですね、敷地内に地上〇〇階建ての新第2庁舎を増築するという、まずその増築される庁舎について、この1行で階数のところが抜けております。4階だ、5階だということが出てきたんで、上田議員の方から、それはまだそれでいくわけにはいかないということでこういうふうになっておりますが、これについてのそれぞれの議員の質問がありましたら、ある方はよろしく。はい、じゃ、上田議員。

◆**上田孝春議員** 対案を出した1人として、申し上げさせていただきますけれども、対案出したときには4階、それで、4階というかたちで、それで3,650。3,650もそれぞれ第2庁舎の2,250と、それからこちらの、さっき言った、さっきまで議論していた2階建て部分の900平方メートルね、あそこ取り壊すというという前提で。それで、ある程度防災、災害のときの会議するスペース等々含めて、500を加えて3,650という数字を挙げています。ですから、これは、3,650という考え方はそういう考え方で出しているということをもう1度確認、お話をさせていただきたいというふうに思います。それと、この4階というかたちを提案しておったけれども、今回挙がってきたのが5階という1つの考え方で出てきているんですね。この考え方が僕はあまりちょっとよく理解ができないんですけれども、何かこちらの民家の家の方側を5メートル離すという状況の中で、それで、4階建てを5階建てにしないといけんという、その考え方が

ちょっとあまりよく分からんだけど、多分誤っているかどんなか知らんけれども。ここの真ん中にある道路、砂利の駐車場と舗装した部分の道路とがあるから、それでこちらの方に寄るのが寄れんから、4階建てを5階建てにしたような感じに、僕は何かちょっと理解が間違っているか知らんけど、そういった考え方でちょっと思いがしているんです。

ですから、ここは4階や5階には僕はそんなにこだわらん。3,650 という1つのものが取ればいいという思いがします。ですけど、4階建てがなぜ5階建てにならないといけんかなという報告書がちょっと理解できません。ですから、当然民間の方の関係で、いろんな日当たりやなんかなの関係で、5メートルずらすような関係になっているけど、それはそれで日照権とかいろんな問題があってこっちにずらしたというような理解はしているんですけどね。それをなぜ4階を5階にしたかという考え方が分からんというのが、正直なところ。ですから、4階が5階になろうと、それはこだわるもんじゃないけれども、その辺の考え方、どうだったのかなと思って。

◆中西照典座長 これはレポートに書いて。ちょっと前田専門監の方から、補足がありましたらお願いします。はい、専門監。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 お答えします。報告書によりますと、見させていただきましたけれども、基礎免震構造の地盤面より下に免震装置を設置します。こう建物が揺れた場合に隙間、建物周囲に多く隙間がいるということで、建物周囲の地盤掘削が建物より大きくなるということで、敷地から少し離れたということと、それから今回駐車場の件がございまして、駐車場をより台数を確保するためには、やはり敷地の有効利用として5階にした方がいいんじゃないかなというふうに私は読み取りました。以上です。

◆中西照典座長 上田議員、今の説明で。

◆上田孝春議員 はい。

◆中西照典座長 いいですか。ちょっと、はい。

◆上田孝春議員 前田専門監の方で、前提が結局駐車場とのからみがあって、結局幅を広くとると駐車場が若干その分だけ、幅を広くとった分だけ狭くなるから、それを上の方に、土地を有効利用するために4階を5階にして建て、建築、その床面積、最初の建築面積を減らしたんだという考え方だというふうにあった。だから、僕の考え方とちょっとあれなんですけれども、僕は正直言って、これから駐車場の問題も出るけど、結局立体の駐車場を建てるという認識はなかったからね、ですから、そこまでの判断はしてないです。ですから分かりました、その4階を5階にした考え方というのを、今、前田さんの話の中で分かりました。

◆中西照典座長 それと、もう1つ、これ。

○田中利明市議会事務局次長 ちょっと言わせてください。

◆中西照典座長 はい。次長、はい。

○田中利明市議会事務局次長 通路のことが出ていました、今。通路があるから高くなったとか、4階が5階になった。それで、協会からの報告書によりますと、添付資料のA3の図面の方でございますけども、そこを1枚めくっていただいて1ページ目に配置図がございまして。そこには通路の位置を変更と書いてございます。以上です。

◆中西照典座長 通路は変更してあるということですね。それともう1つは、この理由、これつけましたね。そこに、専門監の話と以外に、私は書いてあるとおりに読みますと、現在の敷地に第2号案の規模を計画する際に、前面道路には都市計画道路があり、かつ車線制限。免震装置の稼働のための空地及び採光などをかんがみ、敷地境界からの建設可能な建物の大きさを計画する機能の建物は建設できないということで、そのようにされたようには書いてありますね、説明は。はい。ちょっと、上杉議員、はい。

◆上杉栄一議員 4階建て、この図面を見ればよく分かったんですけども、4階建てから5階建てにしたということについては、やはりその敷地面積、敷地の有効活用ということもありますし、それから今の駐輪場のところは都市計画道路になるわけで、駐輪場を解体をして、ここは植栽ということになっているわけで、これはもう将来的には、それこそ市の私有地としては使えないということを踏まえれば、やはり限られた土地を有効をとということになってくれば、4階や5階、これはやむを得んのかなという気はします。

◆中西照典座長 はい、高見議員。

◆高見則夫議員 これは、今、前田専門監に聞きたいんですけども、結局隙間をあけることによって、揺れの、建物周辺の揺れ、周辺との関係、そういうものも関係してくるわけですかね。それから駐車場の確保の問題と2点が今回の問題になっているんですかな、5階になったということはね。それで、揺れということについての、ちょっと、もうちょっと説明をお願いできないかな。地盤掘削との関係。

◆中西照典座長 前田専門監。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。お答えいたします。免震装置を取りつけない場合は、建物自体が大きく揺れるわけですが、免震装置を取り付けることによって、長周期の揺れと申しますか、建物が横にずれるということが発生しますので、そのずれの隙間をとる必要があるという意味でございます。以上です。

◆中西照典座長 それで、ここでちょっと確認になるけども、敷地内に地上、これは、5階ということはこだわらないですね。じゃ、一応これは5階ということで、つまり今の理由のなかで、そうですね、3,650 の、その5階建ての第2庁舎を増築するということについては、いいですか、皆さん。じゃ、確認します。敷地内に地上5階建ての第2庁舎を増築するということはい。それで、次に、これ、消してあるところがありますが、元はここに何て書いてあったかと言いますと、立体駐車場を設けると。つまり、次に出てきますのが駐車場の問題であります。やはり、この駐車場の問題も、概要に文言が入っていくべきだと思いますが、これについての意見、どのようにすればいいか、ちょっと。上田議員の方が先、はい。

◆上田孝春議員 概要のところに、最初に言おうかと思っていたんですけども、そのポツ4番目ですね。ここに本庁舎として、本庁舎免震して、それから増築するというかたちにすれば、全体的には150台の車のスペースがいるというふうな1つの考え方で、駐車場をどうするかという話があったわけですね。それで、我々の提案というのは、やはり半地下にして、それで増築した部分の前部分ですね、そこを駐車場の上を広場にするというかたちで、これは1つの大きなコンセプトで、やはりまちづくりの視点、さらには市民が利用する、そういったことも十分

踏まえる中で、立体にして上をいろんなイベントだとか、催し物に使えばいいじゃないかという1つの考え方、その中で、やはりまちづくりと景観という1つの大きな考え方があって半地下にしております。

それで、今までいろんな状況を見る中で、やはりここでイベントをしても、交通安全だとか、いろんなものをして、ここの駐車場を使えば、もうそのときは全く駐車場は使えないというふうなことも目にきてきているし、そういったことを踏まえて半地下という1つの考え方。それで、当初というか、150台を半地下の中にといいことで思っておったんですけど、していただんですけど、やっぱりここの砂利装と舗装部分、だいたいこれが3,400平方メートルぐらいあるはずなんです。ですから、これを半地下の駐車場にする。それから、建物を建った、建物の下も駐車場にするという想定なんです。ですから、その中で、3,400平方メートルの中で、車の台数を計算すると、約100、1台が約25平方メートルぐらい取るという計算の中で、だいたい3,400平方メートルぐらいなところで言うと、余裕を見て3,000平方メートルとしても、だいたい110か120ぐらい。これはきちっと図面を書いて車の配置の関係を考えれば、台数は110になるか、120になるかは分かりません。そういったことでして、150台をとる必要ということになれば、ここの今現在この建物のこっち側、市民会館寄り、ここの駐車スペースがだいたいここは22、23台入れる。それでもとれんということになれば、2階部分をとった、この本庁舎の2階部分をとったところで駐車台数を確保していくということで、基本的には半地下を含めて、平面駐車を含めて150台の確保ができるというふうな1つの考え方でやっておるといことだけ、最初にちょっと説明させていただきたいというふうに思います。

◆中西照典座長 ちょっと確認です。これついていますよね、地積と言うか、出していますね。今の話を聞いていますと、ちょっと確認ですけど、この現在の駐車場台数82台というところ、その次の現在の駐車場台数40台、ここを全部なるということですか。そうすると第2庁舎、いわゆる新第2庁舎の下は駐車場ということですか。はい、上杉議員。

◆上杉栄一議員 ちょっとこれ確認なんですけれども、当初出てきた資料は、半地下駐車場で2,500平方メートルで150台、これは訂正っていうことですね。要するに、2,500平方メートルでは150台は収容できないということ。それから、当初の私なんかが見た図面からすれば、今の地下の、半地下の駐車場を新第2庁舎の下にというような話は、私はなかったというふうに思いますし。いや、もしそれが、それはそれとしてそういうことであるならば、建物としては、建物としては新第2庁舎はこれはまた、地上と地下の分になってくるわけで、全く構造が変わってくる。それから、あわせてこの半地下の駐車場も同じ建物の一体として見られるんではないかというふうに思うんですけども、このあたりはどうでしょうか。

◆中西照典座長 前田専門監。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。お答えします。そのとおりでございます。ですから、先ほどの敷地内での云々のところは地上5階地下1階という表現になってきます。はい、以上です。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 そういうことになれば、今まで検討する中で、かなりこれは変更になるわけで

して、これがいいのかどうなのかという話もあるわけですし、それからさっきの話で言うと、100、これは専門家でないと分かんではすけれども、路駐で今アスファルトの駐車場と、それからこの砂利の駐車場と、真ん中に通路があるわけではすけれども、これで120台ですわね。これ半地下なのに地下の駐車場で、これ1台当たり25平方メートルという話が今出ていたんですけども、半地下なのに地下の分になってくると、それだけのスペースで掛ける何ぼで、計算できるもんですか、どんなでしょう。

◆中西照典座長 前田専門監。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。お答えします。屋外駐車場、屋根のない駐車場の場合は先ほどおっしゃられたとおり1台当たりの必要面積は平均25平方メートルぐらいということですが、建物の下ということになると、柱があったりとか、それからスロープで降りたりとかということで25平方メートルより多くなります。私は30平方メートル、1台当たり30平方メートルぐらいは必要ではないかというふうに思っております。以上です。

◆中西照典座長 ちょっと関連で。はい、上杉議員。

◆上杉栄一議員 ということになると、今の提案からすると、これ何台とれるんですかな3,000、ちょっと計算100台、約100台ということです。これはこれからの議論の中で、どちらを優先の話になると思うんです。要するに、今の駐車場を150台確保ということが大前提であるのであれば、それなりの行為をしなければならない。ただ単に横の駐車場や他の片原の駐車場を使って150台確保という格好ではなくして、それはまさに、提案があったように立駐で150台確保する。これは、基本的にはやはり駐車場の150台確保というのが大前提の中での話であるわけだし、上田議員が言われたのは、まちづくりの観点からすれば、半地下にして上を広場にすればというような話でしょうけども、どちらを取るかということであろうと思うんですけども、基本的にはやはり市民の利便性からすれば、この駐車場の確保というのは大変大きな課題であるわけですから、だから、私は半地下の駐車場でする必要が、それで結果としてはこれ120台、120台ぐらいか、100台余りのぐらいの格好の分になると、まずをもって駐車場の確保っていうのが難しくなるんじゃないかなというふうに思います。片原があるから使えて、そういう議論にはならんというふうには私は思っておりますので。

◆中西照典座長 上田議員、ちょっと確認ですが、僕はこれを見ても、足すと3,000平方メートルぐらいですよ、これで見ますと。駐輪場の方は、これは都市計画道路ですんで、都市計画道路ラインっていうのがあって、それから現在の道路地って、これは以前の分で植栽を外したところで現在の道路地になって、1つは1,862平方メートル、それから真ん中の道路が286、それから現在の駐車場が990平方メートルで、そこを足すと3,000ちょっと位になるんですが、これはぎりぎりいっぱいでしょうけども、その辺の、今言っておられる敷地面積とどうなんですか。ちょっとお聞きしたいと思います。

◆上田孝春議員 ここに示されておる数字はあれだけど、当初こちらの方で確認したところが、舗装部分とそれから砂利の部分、道路の部分を含めて3,400何ぼあるという話を確認していたと思うんですね。それはどうなの。

◆中西照典座長 この点のちょっと数字の誤差について、よろしくお願いします。

○福井一朗財産管理課主幹 はい。失礼します。3,400 というのは、構図、実際に測量図というのが、今ございませんので構図の登記されている数字をお知らせしたいと思います。今お示した資料ですけれども、これは各ポイントをキャドから、キャド図面から積算した資料でございますので、実際にまた測量をかければ若干の差は出てくると思われます。以上です。

◆中西照典座長 ですが、確認すると、これだと、じゃ、当初より僕が単純に足した3,000が今のところのより近い数字だということですか。

◆上田孝春議員 いいか。

◆中西照典座長 はい、上田議員。

◆上田孝春議員 きょう、このと、構図とで400も違うっていうのはおかしいじゃないか。なぜ確認をしたときに、3,420、3,430という数字をちゃんと言ったの。

○福井一朗財産管理課主幹 400 ぐらい違うのは、都市計画道路ラインですね、そこで削除された分が入っておるものと思われます。

◆中西照典座長 元は、いわゆる駐輪場のところが入っていたという話ですか。はい。今使っている敷地はそういうことだったけど、実際に今度、新しくしようとする都市計画道路のラインは、これは建物なり使えませんよということですね。

○福井一朗財産管理課主幹 はい。

◆中西照典座長 はい、上田議員。

◆上田孝春議員 ですから、ここに平面駐車で82台と40台で120というかたちで、僕はさっき言ったように、3,000何ぼの中で、半地下の中で110から120台ぐらい、それは確かに柱やいろんなものが出てきて、どういった割になるか分からんけれども、だから110前後はとれるんじゃないかという考え方の中で、後の40台か50台としてもですよ、ここのこっち側が、こっち側に22、23台。本庁舎の市民会館寄り、こっちにとれますし、それから、本庁舎の2階部分、2階部分をあそこを解体したら、あそこにそれらの150台を、合計150台をとるスペースは十分にあるというふうに、私は考えております。

◆中西照典座長 はい、高見議員。

◆高見則夫議員 最初から上田議論では150台ずっと言っておられるわけだから、それは150台今まで、現在も来ておるわけ。ただ分散をせずとまんぐるじゅうおけば置けるというふうな理論でなしに、私はここに、今使っている庁舎、駐車場、この問題について、確かに市民のふれあい広場、これ、大事なことだと思いますよ、非常にいいと思う。ただ、さらに、あれが、ただその部分を作るために今度建てる5階の下に入れればいいということについては、そのような提案を今、聞いたんですけども、単独でなしに、単独で置けないということについては共通理解ができますね、150台できんということは。5階の下に入れなきゃいけないということですね。

◆中西照典座長 ちょっと確認したいんだけど、先ほどちょっと3の部分だけど、これ敷地内に今の話は、5階建ての新第2庁舎を増築するというんだけど、これ、そうなると、敷地内地下1階地上5建てのということになるわけですか。いや、いや、さっきの増築部分。いや、先ほど、初めは4階建てということで来ていて、そこには地下の話はなかったわけですね、元は4

階建てっていうところは。それを5階建てでいいよということになった。それで、5階建てになると、我々、それは地下1階をつけるという意味になりますよね。はい、上田議員。

◆上田孝春議員 その辺の私の説明不足か、つい、自分では言っておるつもりでもそれが伝わっていなかったということに対しては、申し訳ないという思いはしておりますけども。我々、私自身はやっぱり模型でも書いてあるんです。ちゃんと地下駐車場の入り口も建物の模型を作っていたでしょう。あれでも民間側の横の図面じゃなしに、あちらの方から入っていくというひとつの考え方の中で示しておったから、だから、最初からこの建物の下も駐車場という考え方を持っておったんです。

◆中西照典座長 はい。

◆高見則夫議員 座長、いいか。

◆中西照典座長 はい、高見議員。

◆高見則夫議員 はい。今初めて聞かせてもらったんだけど、説明がどうのこうの言っておられるけど。あれで、そうすると、新庁舎を建てるところの地下に潜っていくということですね。地下に何台置けるようなスペースがあるように、その辺の説明は上田さんにしてもらえば、何台置けますか、それは、計算では。

◆中西照典座長 ちょっと高見議員、すいません。今、こちら話をしておってあれですけども、もう一回ちょっと確認、すいません。

◆高見則夫議員 上田さんのさっきのように150台の中で、周辺にも置くということ、それは分かりました。今度は新しいところについては、地下にだいたい何台置けるようなお考え。

◆中西照典座長 上田議員、はい。

◆上田孝春議員 さっきも話をしたように、だいたい3,400という1つの数字があったから、それを3,000としても1台25平方メートルというかたちの中で、100台で2,500です。それから、計算上ではなるけれども、さっき言ったように柱があったりなんかすれば、120台取れると思っておったのが110台になるかも分からんし、100ちょっとになるかも分からん、その辺は不確定できちっと図面を書いて配置をしないと分からんということを申し上げておる。だけど、足らん分はさっき言ったように、ここの建物の市民会館寄りと2階部分のところで駐車すれば、150台は確保できるということなんです。

◆中西照典座長 はい、高見議員。

◆高見則夫議員 はい。だいたい分かりましたけど、そうすると、今通路があるわけですか、通路、そこの向こうに抜ける通路。通路あたりの関係と、それから地下の出入りの問題があるんですが、その地下の出入りについてのスペースの問題はどのように考えておるのかな。

◆中西照典座長 はい、上田議員。

◆上田孝春議員 この今ある道路の屋敷、敷地と同じ屋敷ですから、その道路の関係は頭に入れて。それで、確か模型を持ってくればいいんだけど、今度入り口は向こうのこの前の隣の方からこう駐車場に建物を潜って入るようなかたちに考えております。

◆中西照典座長 ちょっと今、上田議員が示されたというのは、当初我々が、いわゆる第2号案の概要で示したこと、あるいはこれを県の建築士事務所協会にお願いして精査していただくの

と、かなり大きな新第2庁舎と駐車場においての関連が変化してきているわけですね。そのことについて上田議員がそういうふうに言うておられますけども、これはたたき台として、これはもう一度確認しますと、現在の駐車場の一部に地上4階建ての新第2庁舎を建設、括弧3,650平方メートル、免震工法、現本庁舎とは廊下で接続する、そのかわり150台を収容する半地下駐車場を設け、その上部に広場をするということが概要だったんですが、これが今のお話のだと、かなりお話が変わってきてます。この点を。高見議員。

◆高見則夫議員 分かりました。それで、分かったっていうのは、そういうことで地下に潜っていくということは分かりますよ。そうすると今度は、5階建の建物を建てる場合に、今度はスペースの敷地の問題、今度出入口の問題があるわな、市の駐車場の、そういう問題等について、全体の敷地の中で収まるのかどうかということについては、専門的なことになるんだけど、どこでしょうかなと、この図面の中では。その辺がもう少し議論かなと思いますよ。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 半地下駐車場を3,000何ぼの平方メートルの中にもっていくということになれば、これはまずもって金額は上がってくるわけですね。いや、いや、従来、例えば2,500平方メートルで10万5,000円だったわけですから、これはそれこそ今度は3になってくれば掛ける平米数であるわけだから上がってくる。それからもう1点は、地上5階地下1階という建物になってくると、当初見積もっていた、これは金額論になっちゃうんだけど、経費からすれば、費用からすれば確実にこれは上がるという話になるわけですね。それから、あわせて、私はちょっとこれ前田専門監に聞いてみたいんですけども、免震工法で新第2庁舎を建てると、そうすると地下があって、その下にかまさないといけんわけですね。要するに、耐震の装置を、免震装置か、ということじゃないですか。そのあたりをちょっと教えてくださいな。

◆中西照典座長 前田専門監。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。お答えします。地下駐車場をつくる場合の多くの例は、中間免震を通常採用します。地下の駐車場と1階のフロアの間にその免震装置をかませて、地下事態は免震ではないという格好が非常に多いんじゃないかなというふうに思います。以上です。

◆中西照典座長 その他、この今の、当初からいうとちょっと上田案が大分変更されたようなんですけども、このことについて、結局は先ほど言いました概要2ですね、このことを入れていかなといけんことになります。今まで我々が当初していたよりも、ちょっと変わってきましたけども。上杉議員。

◆上杉栄一議員 これも安心安全の問題なんですけれども、地下駐車場ということになれば、かなり排水の問題であったり、あるいは洪水のときの対応っていうのももちろん出てくるわけですから、あえての話で、あえて地下にもっていくというのは、要するに上の市民広場、そこを使いたいがためのということであるんですけども、これはどちらをとるかだというふうに思っております。ですから、本当に半地下の駐車場にして、その防災とか、ああいうときはどうなんだということも、これもちょっと議論しておかなければいけないんじゃないかなというふうに思いますわ。大きな雨が降って洪水のときに、それこそ駐車場がそれこそ水があふれるよう

な、水浸しになるようなことじゃ、どういうことにもならんわけですから。だから、上に、それこそ伸ばすという手も1つの方法としてはある。それから、150 台を確保するということの前提で考えるのか、もう半地下の駐車場で100 台なり110 台なり120 台あって、あとは別のところで確保すればええということなのか、その辺はやっぱりこの検討会の中でしっかりちょっとみなさんのご意見を聴く中で方向を出していかにといけんじゃないかなというふうに思います。

◆**中西照典座長** これは、ちょっと新たな提案もありましたんで、ここで30 分の休憩をします。3時から始めたいと思いますんで、その辺のところもよく、今のちょっと変更点もありましたんで、そういうことについて検討してください。30 分でできるかどうかはしれませんが、一たん休憩して3時から始めますんで、1 時間半過ぎましたんで休憩します。

休憩（14：30～15：00）

◆**中西照典座長** はい。では時間となりましたので休憩を終わりにしまして議論に入らせていただきます。先ほど上田議員の方からこの駐車場につきまして、新たな提案があったと思います。このことにつきまして、それぞれ、新たなものでしたから、休憩をとりまして、それぞれ短い時間でありましたけども、それぞれの会派の中で検討していただいたと思います。このことについてご意見がある方はよろしくをお願いします。はい、上杉議員。

◆**上杉栄一議員** 半地下の駐車場で新第2庁舎の下も半地下の駐車場にするという案が出たわけですが、これは、今1,826 平方メートル、アスファルトの駐車場が。それからこちらの砂利の方が990 平方メートル。実際にここの足した分の、だけの半地下の駐車場が取れるかどうかということを、まずこれ、前田専門監にお尋ねしたいということと、それからもう1 点は、半地下ということになると、新第2庁舎の1 階は要するに上に、1 階は、今の平面ではなくして、かなり1メートルなり何十センチなりが上に上がるような状況になるわけですね。このあたりもちょっと確認しておきたいというふうに思います。

◆**中西照典座長** はい。では、前田専門監。

○**前田喜代和庁舎整備局専門監** はい。お答えします。まず、駐車場、台数の件ですが、先ほどの上田先生のお話ですと東側の方になんか通路を設けて、それからその駐車場に入ることをおっしゃっていたように思います。まず、当初の確か計画は半地下駐車場を2メートルぐらい下げて、それから地上1メートル上げて計3メートルぐらいの空間をつくって駐車場をつくるんだというお話であったように思いますけれども、そうすると、まず2メートル下りるため、車が下りるためのスロープがどこかに要ります。それから全体が今の駐車場部分、アスファルトと砂利とを合わせたところが1メートル全体で上がってくるということになると、それに上がるスロープも要ります。そういうことを考えますと、スロープをつけるところ、それから通路となるところを考えると、敷地面積を30 平方メートルで、その残りの敷地面積を30 平方メートルで割ると実際には図面を書いてみなければ分かりませんが、100 台はちょっと無理かなというふうな感じがします。以上です。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 それから、新第2庁舎については、要するに1階部分というのはかさ上げするようなかたちでなるわけで、あんまりバリアフリーの問題ももちろんあるわけだし、そういったところでなってくると、非常にいびつとは言わんけれども、不規則なというか、変則的な建物になるような感じがするわけなんです。それで、これ、市民広場というのを大前提にされて、結果としては半地下に駐車場という話であつただろうというふうに思うんだけど、そういう議論であるならば、逆に言えばそれこそ半地下じゃなくても地下駐にして1階を路駐にして、市民広場になるかどうか分かんけども、そこに車の確保ということもひとつは考えれるんじゃないかなと。それこそ、要するにこれは議論とすれば150台という駐車場の確保というのは、これはやはり市民のそれこそ利便性からすれば、どうしてもこれは必要だというふうに私は思うんです。ですから、どちらを優先したかと言うと、要するに市民広場を1メートル50上げて、そこで市民広場を造るということを多分優先されての話だろうというふうに思うんですけれども、私はやはり駐車場確保というのが一番大きな問題だなというふうに思っておるわけでして、方法としては半地下じゃなくしても地下1階にして、同じように地下1階にして、その1階部分と言うか、地上部分は駐車場にすればそれなりの台数は確保できる。それが何台確保できるか分かんけども、そういう考え方もあるのかなと。これは、私はやはり駐車場の確保ということを大前提にしたいというふうに思っておりますので、こういう考えもあるということです。

◆中西照典座長 はい、高見議員。

◆高見則夫議員 150台、これは多い、少ないの議論も非常に大事なことであります。ですから、今あつたように150台ということは大事なことだと思います。市民広場ということも大事なことだと思います。と言いますのが、昭和28年鳥取大火があつたときに、この前が非常に混乱したという記述が出ておりますね、大火誌の中にね。ということになると、やっぱりスペースは必要だということになりますから、そういうスペースは持たなきゃいけないというふうに思っておりますが、ただ、新しく建てる場合に隣地等の関係もあつたりするわけですから、また出入口の関係もあるわけですから、その辺の整合ができなきゃいけないと思いますよ。ですから、市民広場もとり、150台もとり市民広場もとりということになると、やっぱりかなりの議論をしなきゃいけないと思いますから、私は地下につきましてもスペースがあるんだったら入れるスペース等も考えて、それはそれもひとつの理屈が立つかなと思ったりします。

◆中西照典座長 では田村議員、はい、じゃあ。

◆田村繁巳議員 当初これは駐車場150台というのが前提だと、昨日も上田会長の方からも150台と。私もそれは大事なことだろうなと思ってます。今の市民会館の現状を考えていくと、150台は確保するという、そういう視点が大事だろうと思っています。それで、先ほど上杉会長の方から半地下じゃなしに地下にして、上の部分も駐車場に使えたらと、これも1つの方法ではないかなと思っております、半地下にこだわらなくても2階を市民広場だけじゃなしに、まずは駐車場として使えるような状況をつくって、150台は確保するという方がいいんじゃないかなと、このように思います。

◆中西照典座長 上田さん、はい。

◆**上田孝春議員** 最初から言っていたように、僕も 150 台はやっぱりとらないといけんという、これは一緒ですよ。ですから、150 台をどういったかたちでとるかという問題ですよ。地下にしてかかって上も使う、だから半地下にして仮に 100 台としてもね、後で、でも同じ敷地内ですからね、敷地内ですから、その 50 台確保できれば私は全体の 150 台確保できるという思いがありますからね。

◆**中西照典座長** 上杉議員。

◆**上杉栄一議員** というのは、これ、現在の駐車場、路駐の分で、今、アスファルトの駐車場の 82 台とそれから現在のここのバスのところに 40 台で、これ 120 台なんですよ。そうすると、あとの 30 台は他の方で確保せえ、という話でしょうけれども、それが 150 は、あと 30 台はこちらの方でしょうけれども、今の分で言うと、82 台と 40 台の分が半地下の駐車場ではこの数字は確保できんわけですよ、確保できない。ということであるならば、ほかの方からすれば、それは市民会館の駐車場はこれ市民会館の駐車場ですから、これは関係ない話だ、うん。だから、そうなってくると、ここを仮に免震構造、免震にして、何と云うか、幅を持たせるようなことになれば、今のこの裏の方の駐車場よりも狭くなるような状況ですよ。裏と云うか、日赤の間にも車を置いている、これも公用車の駐車場になっているかどうか分かんけども、それすら置かれなような状況が出てくる可能性はあるということになると、なかなかその 150 台の確保というのは、そりゃ、とにかくどこでも空いているところに停めればいいがなあという話にはならんわけで、やはり市民が来られる駐車場としては、それなりの駐車場を確保せなあかん。それが私は大前提だというふうに思っております。ですから、半地下の駐車場で 80 台なり 100 台確保して、あとの 50 台をとということではなくして、しっかりした駐車場をまず確保していくことが大前提だというふうに思います。

◆**中西照典座長** 角谷議員。

◆**角谷敏男議員** 上田議員の話を聞いておって、休憩前の。山本浩三さんの話をやっぱりヒアリングしとけばちょっと遠回りすることはなかったんじゃないかなというふうに 1 点感想を持ちました。これがひとつ。それとこれからどうすることかということなんですが、上田さんからの話もあった、今、市民広場の話もあるわけですけども、今、議論聞いていて半地下でどの程度できるか、その辺の不足部分をどうするかということなんですけども、この 100、これで 122 台ですか、これでいくとね。それで、私も専門家じゃないもんで、ひとつは分からないのは、例えば増築部分の 5 階建ての部分での地下ということが言われるんだけど、別に地下にしなくても 1 階部分を駐車場にして 2 階からずっと事務所ということができんのかなと。いろいろ積算との関係も出てきますが、確かに上杉議員が言う方法も確かにあるだろうけれど、高見さんが言う広場は大切だということもあるんだけど、どこまでやっぱりどうするかという点では、当局からも図面書いてみるとちょっと分からない部分があるということで、僕は言って、台数を大まかにあれしたとしても、ここで合意をしたとしても、どうするかというふうになると、ちょっともう少し議論すればいいんだけど、方法が決められるのかなということですよ。もともと t p 2,500 という数字は山本さんが出した積算の表の中には 2,500 で載っていますから、その辺も考慮しながらもこの今 3,000 平方メートルですか、3,000 平方メートルをとら

んといけんのか、このあたりも、さっきのもう少し設計段階の検討もありますし、それから建物の工法も先ほど言ったような地上1階部分に駐車場にするというようなことも含めて、もう少しやっぱりちょっと詰めたかどうかというのが今の私の考えですわ。

◆中西照典座長 それでは、皆さんが、新しいことになってきたんで、今、模索されているわけですが、そこで角谷議員いろいろな問題点出されたけど、どういう方向が、角谷議員としてはどういう、それぞれ言われたわけです。議員としてはどういう方向で確保されるのがいいんだろうかという、その辺のところはどうですか。

◆角谷敏男議員 ちょっと1点、その前に聞きたかったのは、この都市計画道路について、ちょっと1点分かれば当局に聞いてもいいですか。

◆中西照典座長 はい、いいです。はい。

◆角谷敏男議員 これは、今度、もし、こういう案で進むときに、この都市計画法上はこのスペースは、法的には必ず確保しないといけない。誰か分かる人で。

◆中西照典座長 ここにあっている都市計画道路ラインというので、今駐車場、駐輪場のところですね、は、このスペースに、いわゆる駐車台数のスペースのところになっている、これについて答えられますかね。ちょっとなかなか難しいですね。ただ、少なくとも、今時点では都市計画道路のラインであるという、これは決定しているわけです。これを変えようとするすると諸々の手続きとらんといけんということでしょうから、これはこれからどうなるというのはなかなか難しいんで、それは審議会等を通してするということになるだろうけども、今時点でこれが通るか、通らんかということを前提のちょっと話、やっぱり現状のところで話をしていないと、できるだけきんだとまたなりますので、やっぱり現状のままでちょっと考えていきたいと、ここの場はですよ。現状というのは、この現の図面の確定している分で。

◆上杉栄一議員 いいですか。

◆中西照典座長 はい、上杉議員。

◆上杉栄一議員 この間も説明会、全協のときにもあれが出たんだけど、あえて鳥取市が都市計画道路にあるところを、それをそれこそまた都市計画道路の計画を、それこそ破棄するような話はまず無理じゃないかなというふうに思います。それは、それこそあそこは病院までかな、日赤の辺までが要するに都市計画道路でちょっと広がって、それから今のちょっと狭いところになっておるわけですから、市役所があそこを使うがために、あそこの道路が残ったということは、これは市民にとってもそういう示しがつかんじゃないかなというふうに思いますんで、これは私の意見ですけども、やはり都市計画に従って、それはここの駐輪場というのは道路になるべきもんであって、それをあえて市庁舎が建つからそこを、都市計画から外すということは、これは市民が納得するかなということになると、こういう道路、たくさんあるわけですね。それこそ建てるときに前は空けて建ててくださいというようなことで、市民はしぶしぶ空けて建てているのに、なんで鳥取市だけがそういう話になるんだということが絶対出てくる。だから、これはもう、都市計画道路、都市計画決定している分について、それを破棄して、それはできるということだけでも、それは市が率先してするような話になってくると、それは市民に示しがつかないというふうに思います。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 今の討論の関係について、私が承知しておるんでは、鳥取大火以降の都市計画道路になっておるわけですね。駅前から県庁まで、これは1,300メートルあるかな。その間でまだできておらんのが市役所のこの前から県庁まで。この部分が拡張されておらん。だから、計画区域で残っておるわけですから、今、上杉さんが言ったような感じで、ここはええがな、残っているから使え、そんなもんじゃないというふうに思っておりますよ。ですから、計画道路はきちっと尊重しながら、市民にそういう示しを、ご理解をいただかないといけんというふうに思いますから、これは潰せばいいというような話じゃないと思います。

◆中西照典座長 では、そういう意見も踏まえて、角谷さんとしては先ほど言われた駐車場あるいは150台、その辺はどういう、問題点は出されたんだけど、こういう方向がいいじゃないかというのがもしあればお願いします。

◆角谷敏男議員 はい。都市計画道路については、今どうのこうのということにはならんというのは分かりますから、確かにいろんな都市計画道路があるわけですから、市民がどう言うかという辺は確かにあると思います。逆に、それならという場合もあるかもしれないなということで、ちょっと横に置いときますけども、現状の中ではちょっと今、まだちょっと検討しているところでございまして、どうだということにはならないなと。ただ、150台、上田さんが言っておられた説明の中で、ことを確かに100台、ここで一定の150が半地下では無理だとするならば、その不足分というのはどこでどういうふうにとれるんかという点での検討は、じゃあ何台ぐらいあと必要なかという点がちょっと議論しておかんといけんかなという思いが今ちょっと残っておるもんだから、私もまだそういう提案の方向を基本にしながらも具体的にこうがいい、あれがいいということにはまだちょっとなってないということです。

◆中西照典座長 じゃあ、副座長、はい。

◆下村佳弘副座長 先ほど第3庁舎の1階をというようなお話があったわけですけど、これは3,500平方メートル必要という認識で言えば、そうはならんのだろうというふうに思います。その中で150台が求められているというのは、各会派に一致した認識でありまして、これはやはり台数というのは、今の現状を見れば優先されるべきものだなというふうに思います。その中で、どういうふうにするかということですので、私はやっぱり市民サービスの立場からも、きちんとしものをしないといけんという立場で、地下にして、半地下じゃなくて地下にして、地上も使いながら今の駐車場の台数を充足させるという方法、あるいは景観がどうの型がどうのということはあるんですけども、立駐にするかという方法、この2点しかないんじゃないかというふうに思っております。そういう意味で、やはり他の方に駐車場を求めるといふんじゃなくて、この敷地の中でなんとかやり繰りするという方法を模索すべきだというふうに思います。それで、現実的には、この最初出された分で半地下の駐車場で100台というふうなものが出されているわけですけども、実際に道をつけたりスロープをつけたり、それから免震の工事の部分で見ると100台は無理だというような専門監のお話もありましたし、私もやっぱりそういうふうに思っております。その辺をやっぱり解決していかないといけんなということですね。

◆中西照典座長 上田議員、じゃあ、よろしく。

◆上田孝春議員 はい。ですから、150 台を確保するという事は共通認識だと思いますよ。ですから、半地下で 100 台とてあとほかに 50 台どういったかたちで求めるかという議論になってくるというふうに思うんですけどね。ですから、半地下でやって、さっき言ったようにこの部分で 22、23 台入りますよ。この建物の、市役所の敷地内ですよ。それと、前の 2 階建て部分のところをすれば 50 台は確保できるじゃないかという、それで 150 台確保できるという。

◆中西照典座長 ちょっと確認ですけど、半地下の場合は今の第 3 庁舎ですね、あえて言うと。そこも駐車場にし、今のところも駐車場にし、ということですね。先ほどの、前のと一緒にですね。だから地下 1 階地上 5 階の第 3 庁舎とイメージすればいいんですね、ここ、そこは。

◆上田孝春議員 だから、

◆中西照典座長 はい、上田議員。

◆上田孝春議員 当初は 4 階建てだったからね、4 階建てで、今 3,650 とるのに都市計画の道路やいろんなことを考えて、どうしてもこれ、5 階にしないといけんということだったら地下と 5 階ということになったらそれで。あくまで僕は 4 階でという思いがありますからね、うん。だから、そういった考え方の中で、ですからさっき言ったように、いろんなことを考えて 4 階を 5 階というかたちで 3,650 というかたちを確保して、半地下で下もするという考え方です。

◆中西照典座長 上杉議員、はい。

◆上杉栄一議員 新しい第 3 庁舎も半地下でということになったときに、先ほど申し上げたように 1 階が 1 メートルぐらい嵩上げするような、そういった建物になるわけですね。果たしてこんな建物がそりゃバリアフリーのさっきの話になってくるとスロープすりゃええという話だろうと思うけども、こういう建物がいいのかどうなのかということ、それからもう 1 点からすれば、例えば災害時であったり、あるいはいろんな有事の際と言うかね、そういったときになれば、どちらかと言うと、例えば自衛隊であったり、消防車であったり、そういった車が例えば市が災害の対策本部になったときに、本庁舎がなるわけですから、そのときに緊急車両等々が来たときに、どこに停めるんかということも出てくるわけですね。地下には入りません、今のあれからすれば。そうすれば、そんなことも踏まえるのであるならば、やはり 1 階の、1 階に地下、要するに 1 階部分に駐車場を持って、それで対応するという事、こういうこともやっぱり考えていかなければならないかなというふうに思います。そういうこともあるもんですから、あえて地下駐にして 1 階は路駐に、それで、例えば災害等々についてはいろんな緊急車両、これはここに災害対策本部があるわけですから、そういうときにも考えていけばやはりこの 1 階の、要するに 1 階の路面と言うか、面は、そういうことも考えたかたちでのそれこそこの庁舎は考えていかなきゃいけないということです。

◆中西照典座長 ちょっと、確認です、その場合も第 3 庁舎の地下は駐車場になっているということですか。はい。

◆上杉栄一議員 だから、第 3 庁舎のこれの地下も駐車場にしなければ、よりそれこそ台数が確保できないわけです。言ってみれば、150 台は確保ということですけども、150 台以上 200 台あれば、たくさんあればあるほどそれはこの市庁舎にとっても、あるいは市民会館の使用される方にとっても多ければ、それこそ多ければいいわけですから、ですから、言われるように、地

下の駐車場をとるんであるならば、本庁舎、本庁舎じゃない第3庁舎か、新第3庁舎もとるといことであるならば、それで100台は確保できると。それで、1階の路駐にすれば何十台か確保できる。それから、災害時等々のときの緊急車両、これが来たときも市役所前に車が停められる。緊急車両が来たときに、例えばそういったときに車を止めるところがないわけですね、そういうこともやっぱり考えた中で、この駐車場の問題は議論しないといけんと思っております。そういうことです。

◆中西照典座長 では、上杉さんのことについて、何か。上田さんちょっと、ちょっと上田さんあえて、はい。

◆上田孝春議員 いろんな角度からそれはちょっと検討させてもらいたいと思います。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 ですから、先ほども出ておったように、地下に、いわゆる地下1階地上5階にした場合に全体のスペースというものが、今、広がる可能性もないでもないわな、出入口もちょっとつけなきゃいけませんから。だから、県庁なんかは今の第2庁舎あたりが5,000何百平米、地下の駐車場が200台ほど入っておるわけですけども、ああいうスケールを考えてみた場合には、やはり同じようなことがちょっと言えるかなと思いますが、当然この出入口、さらにはそういう災害のことについてもこれから使い続けなきゃいけないわけですから、当然考えておかなきゃいけないと思いますから、適当なあそこに持って行ってこっちに持って行ってというような考え方ではちょっとどうかなというふうに思いますので、やっぱりそれはそれなりのきちとした確保をするような駐車場の考え方を持たなきゃいけない、このように思っています。

◆中西照典座長 上田議員、考えていると言うか、ここである程度工法はしないと、この考えてというのは、だからいろいろ話し合いをして、だいたいこうしようというふうにまとめていきたいと私は思うんですけど、どうですかね。

◆上田孝春議員 きょう出た問題だからね、きょう出た問題だから、きょうここでという、やっぱり我々は、私は考え方があるからね、その辺をして、きょう上杉さんが出した問題をやっぱり検討と言うか、やっぱり検討してみたいですよ、うん。

◆中西照典座長 いや、なかなか、きょう上田議員が提案された駐車場、あるいは第3庁舎の問題が出てきて、それに対してのいろいろどうだろうという話で、上杉議員が出されたわけですけども、やはりそのことでどうだということは、確かになかなか難しいと。ただ、少なくともこの中で検討してやはり今日、僕は結論を出したいというふうに思っております。だから、そこには、あいまいなことは当然残ります。これは全体のすべてにおいてあいまいなところで、一応これでいこうということです、この駐車場についてももう少し議論を深めていただいて、ここで皆さんで、じゃあこれで行った方がいいじゃないかという方向で、私は話を進めていただきたいわけです。

◆中西照典座長 はい、上杉議員。

◆上杉栄一議員 重ねて申し上げることですけども、これは、要するに半地下の駐車場というのは、我々はこの新第2庁舎の下までということは、はっきり言ってきょう初めて聞いた話な

んですわ。だから、本来はこれ、持ち帰っての話なんだけども、持ち帰って話をする、そういった時間的余裕はない。ただ、新第2庁舎、第3庁舎の半地下ということになると、先ほど申し上げたように、1階部分が1メートルもかさ上げになって、そこから入るような、そんな市役所というのは、それはバリアフリーでもなんでもないわけで、だからそういうことであるならば、半地下でなしに地下の方がいいではないかと。そうすれば路駐もつくって、緊急車両でもそこで停めれる方が、そりゃ市民のためにもそちらの方が私はいいということで判断しておる話です。

◆**中西照典座長** それで、これを上田議員の、ちょっと進めてもらえませんか。やはり今言われていることはやっぱり私の方がこういう点でまだいいんだとか、上杉さんが言われた、やはりこれはこういうふうにしていこうかという、そこをちょっと話進めていただきたいんですけどね。

◆**上田孝春議員** だから、正直言って我々が考えてきた1つの考え方と、きょう出た問題だから大きな問題だから、正直なところを言って。我々が提案したものから言うと、ただその辺がちょっと、きょうここでという話にはちょっと。ただ、長くは延ばそうとは思わんけどね、うん。

◆**中西照典座長** この話が進まないで全体のことが進みませんわね。そうすると、この定例会でやはり試案としてはしていきたい。そこには何回も言いますけど、いろいろと細部にわたってというのはなかなか当然できないわけです。それで、今日これから進めようと今はしましたけども、じゃあ、結論が出んにしても、この駐車場に関してそれぞれの、今、上杉議員が言われたことがあったりいろいろあるでしょう。問題点を今度出されてきたにしても、問題点は問題点としてやっぱりあると思いますよ、ここに。だから、それについてさまざまな意見をそれぞれの議員からお聞きしたいんですけども、田村議員、どうですか。はい、はい。

◆**田村繁巳議員** 問題点って。

◆**中西照典座長** つまり、この駐車場に関して上田議員の言われたところ、上杉議員が言われた、ありますが。それについてどのように思われるかということです。

◆**田村繁巳議員** はい。今回初めてこういう唐突なと言った方がいいのでしょうか、提案がされたわけでありまして。非常にこのことについて我々も初めて聞く提案ですから、本当はゆっくり会派に帰って、持ち帰って議論したいところでもありますけども、基本的に我々の考え方は150台は確保すると、これが前提になっておりますんで、先ほど、副座長の方も、立体駐車場か半地下かと、そういう意味では、地下かと。上田さんは半地下を主張されているわけですけど、やはり路上の部分も使っていないと本当に今後のこの防災という観点では非常に路上が使えるということは、緊急車両、本当に市民が集まってくる広場にしても、そういうことを確保することが大事だと思いますんで、やはり路上も使い、地下の分で駐車場も使いというかたちがいいんじゃないかなと思っていますんで、そういうところですね。できれば本当はもっと早くこういう提案はしていただきたかったというのが本音です。

◆**中西照典座長** 角谷議員、どうですか。実際の駐車場をどうするかという、非常にここがクリアしないとなかなか関連情報の表ができないんで、これは早急にしたいと思います。この工法と言うか、聞いておられてどういう駐車場のあり方がいいのか、ありましたらお願いします。

◆**角谷敏男議員** ちょっと上杉議員の説明の中に、災害時の救急車両の問題が提起されているんだけど、当初そういう議論をちょっと全然やってないですね。ある意味じゃ、前から言うように機能をどうするかという問題との関係で提起されているからね。それをこの駐車場に、いわゆる付加機能として持たせるかどうかという点は、それはちょっと議論せんといけんと思うんですよ、実際問題ね。それと、一方、市民サービスの点でどうするかと、日常的な市民サービスの問題の150台確保ということで150台は確かに現状は支障を来すことはあるから。ただ、これまでの非公式の議論も含めて、今日もちょっと上田さんからあったんだけど、市民会館の方じゃなくて隣の公用車が止めている部分も含めれば、この半地下で、もし、それでできなければ、全部150台確保できなかったらそういう点を使ったらという、片原の問題までひっかけるつもりはないんだけど、そういう議論が経過としてあったということだから、いっぺんちょっと議論は整理しといて持ち帰るにしてもどの辺を議論するかという点はあると思うんです。市民サービスで150台はいいにしても、緊急車両をどう確保するかという辺は、どう考えるのかなと、付加機能を付け加えるのかどうかという辺をね。確かにいざというときに使えんじゃないかという、いやいや、必要だという議論もあるだろうし、その辺でちょっと私のこれまでの議論の経過から言うと、それこそ防災の問題だとかいうことを言われると、ちょっと議論せんといけんかなと、うちの中でもですよ。そういうところですよ、座長、精一杯が。

◆**中西照典座長** 上杉議員。

◆**上杉栄一議員** 唐突にこの話を申し上げたつもりではないわけですし、これは当然の話です。別に改めて考える話ではなくして、防災の面でどういうかたちのものを持っていくかということですし。なんべんも言いますが、きょう新第2庁舎の半地下駐ということになれば、非常にその新第2庁舎そのものが、イメージするとそれこそ1メートルぐらい、1階が1メートルぐらい上がるようなそんな建物が本当にいいのかどうなのかということであるならば、いっ所地下に駐車場をした方がすなりとそれは落ち着くんじゃないかと。そうすれば地下ということになると、要するに1階部分はそれだったら駐車場の方がより、それこそ市民にとっても利便性もあるし、駐車場も確保できるしということで申し上げた。その中で、緊急車両等ともそれこそここで駐車もできるということです、はい。だから、災害云々でどうのこうのということではなくして、1階の駐車場、1階で路駐ができればそういうことも可能であるということです。

◆**中西照典座長** 高見議員。

◆**高見則夫議員** ですから、今の平面をどう利用するかということになると思います。ですから、今の平面とそれから地下の平面、地下に入る部分ですね、その辺の整合が図られていかなければというふうに思いますが、今さっきのように1メートルほど上の方に上がって、上が広場、市民広場ということになると、非常にいびつな感じになってくる。さっきもあったように、大きな車両なんかも全然入れん、災害があったときに全然活動できんというふうなことになるれば問題がありますので、駐車場としては、前の方も新しい5階地下1階、この部分についてもずっとあわせて地下の駐車場で連絡をすべきじゃないかなと、その方がいいんじゃないかと思

いますよ。

◆上杉栄一議員 はい。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 今の議論は、市民広場を最優先にされたかたちで半地下というようにしか、私は聞こえんですわ。市民広場を最優先にして、それで半地下駐車場という格好だというふうに、そういうふうにはしか私はどうも聞こえんです。だから、市民広場を最優先にするのか、それを要するに駐車場確保を最優先にするのか、その辺の議論だというふうに思っております。私は駐車場を最優先ということになれば、私が申し上げたそういった案の方が、それの方がいいんじゃないかということです。

◆中西照典座長 はい、上田議員、ちょっとその辺の見解を。

◆上田孝春議員 ですから、上杉さんが言われることも分かる。分かるね、うん。それはそれで分かるから、検討するに値するものだというふうに思っているからね、うん。ですから、きょう、ここで私1人があれじゃなくして、持ち帰ってやっぱりちょっと議論させて持ってこさせていたきたい。これもさっき言ったように、長いこと置いとく問題ではないということも十分承知をしてますからね、それを踏まえた中で、あえて言わせていただいているということだけは理解してほしいと思います。

◆中西照典座長 それで、ちょっと私から専門監にお聞きしたいんですが、半地下でこの第3庁舎する場合、あるいは地下に地下1階で庁舎を建てる場合、免震ということをしているわけですが、その辺の工法上の問題、あるいは金額にも引っかかるんでしょうけども、大きな違いが出るもんですか。ちょっと分かる程度のところでちょっと教えていただいたら。お願いします。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。

◆中西照典座長 専門監。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 お答えします。半地下、それから地下としても免震装置は休憩前に申しあげましたように地下の上の中間免震になろうかと思えます。一番下に免震装置をかませるというのは駐車場にまで免震をとというのはもったいない話ですから、おそらく駐車場、地下駐車場の上の中間免震でいくということになろうかと思えますので、工法的には半地下それから全地下どちらでも一緒だと思います。費用は抜きです。はい。

◆中西照典座長 分かりました。あと、上田議員はとりあえず持ち帰ってまたということなんです、これは拒むものではありません。ほかにこの駐車場について、それぞれの中で確認しておきたいこと、そういうことがありましたら出していただきたいです。それから、はい、じゃあ、副座長、はい。

◆下村佳弘副座長 ちょっと前田専門監にお聞きしたいんですけども、ここに、実際に地下駐車場、半地下駐車場をつくった場合に、何台止められるかという線が引けますか。

◆中西照典座長 はい、どうぞ。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 お答えします。やはり今度はスロープが3メートルぐらい下りるということになりますよね。そうすると、面積がどれぐらい必要かとか、柱がこう建ってきますんで、どういうふうに柱の間に車を入れるとか、そういうのはやっぱりきっちと図面を書

いてみないとなかなか。ただ、30 平方メートルは必ずいるなという気がしますので、ひょっとしたらもう少し 1 台当たりの平米数が増える可能性もあるとは思いますが。以上です。

◆下村佳弘副座長 はい。それで、実際に地下、半地下にした場合に、駐車場で使えるだろうと思われる面積というのは、はじけますか。

◆中西照典座長 どうぞ、前田専門監。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。通路、車路を、例えば対向車路として 5 メートルなりメートルをとって、3 メートル H のスロープをとっていきますので、それから引いて、やはり図面を書いてみないと、申し訳ございません、はっきりちょっと言えません。

◆中西照典座長 大変、図面となるとみんな素人です。ですから、その図面の引き方によってはいろいろ出てくるとは思いますけども、申し訳ないんですけど、上田議員にも申し上げますけども、これは、きょうは持ち帰りということですが、明日の午後からまた進めたいと思いますが、この点はいいですかね。

() もうそう日にちが。

◆中西照典座長 うん、ないですんで。それで、前田専門監にも、うん。前田専門監にも徹夜というのは非常に大変な話なんで、我々は強要できませんけども、ひとつの、今大事なところに来ていますので、これはこちらからお願い、これはお願いの世界ですね、できませんと言われたら、それ以上のことはできませんけども。だから、できればあれですし、だいたいこのぐらいで 30 で割ったらなんぼという、その辺のことがね、うん、それ、お願いします。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 いや、ちょっと、これから。

◆中西照典座長 いや、いや、分かりました。できないということで。

◆上田孝春議員 普通の場合で 1 台 25 平方メートルということでやると、前田さんは 30 ぐらい多い目にみとるとということだけな。そこである程度あれだ。平米だけ言ったって分かんが。

◆下村佳弘副座長 いえ、いえ、なんぼとれるか、全体の面積。

◆高見則夫議員 前田さんにちょっと聞きたい。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 そういうことで、今、回答があったんですけども、よう分離して前は前、後ろは後ろということになると面積が非常に余分に面積が要ってくるわけですから、地下を全体な面積の地下の場合と、全部、庁舎を建てる部分との地下、またはこれはこれ、これはこれと 2 つに分けるとい、その辺はどのようにしたらいい。私、全部一体的に駐車場にした方がいいと思う。その辺の考え。

◆中西照典座長 確認ですけども、第 3、あえて 3 と言いますが、その地下と半地下と地下にしても、どちらにしてもそれは一体としていくんだということです。それで、このもう一度あれですが、元を書いてあるこの 2,500 平方メートルは、これは変わってくるんだということですね。その辺がよく分かんので、ここでは、いや、あえて書いてあるから、これは変わりますよということでもいいですかということです。

◆上田孝春議員 これが今、図面もらっているのが 2,900 平方メートル、3,000 か。

◆角谷敏男議員 この図面だったら。

() 3,000 平方メートルじゃあなかろうで、これ。

◆上田孝春議員 いやいや、だから面積が 2,500 という数字は変わらんということ。

◆中西照典座長 これもとれる、とれんになると難しいけども、はい、はい、はい。それで、これはもうこの会期中にぜひとも成立させないといけません。それで、今の駐車場の問題は、150 台は市民のために必要なんだと。ここは皆さん一緒であります。それは半地下でいくのか、地下で行くのかという問題が今出てきています。それには、いわゆる傾斜の部分に潰れる部分があったりするんで、30 平方メートルで、30 平方メートルですよ、1 台当たり、という意見もありました。その辺も含めて、じゃあ。立駐にという考え方もありますけど、今は、うん。またそれ、今少なくとも上杉議員と上田議員のところということで。特に上田議員、早急に、はい。じゃあ、あとそれまでに、ちょっとあとの、ちょっと待ってください。それまでにあとの項目でちょっと見てください、項目。今、ちょっと概要ですね、もう一度確認します。概要の敷地内に地上 5 階建ての、敷地内に地下 1 階地上 5 階建ての新庁舎を、共通、これはいいですね。

() よさそうです。

◆中西照典座長 はい、はい。じゃあこれいいと。それから、位置。位置は、これはここに書いてあるとおりでいいと。それから延べ床面積ですね。改修後の本庁舎 5,900 平方メートル、この辺はいいですか。

() これも変わりませんね。

◆中西照典座長 これは変わりませんね。2 階部分取り壊したらこうなると。それから、新第 2 庁舎、これは 3,650。

() これがちょっと増えるぐらい。

◆中西照典座長 増えるわけですね。単純に割ってかければ出るという問題でないですけども、これはだいたいどのぐらい、専門監に聞きますけども、この 4 階がこうなった場合に、地下をどういうふうに計算するのか分かりますけども、それはおおざっぱで 3,650、4 階であったのが、計算すればだいたい出ます。はい、前田専門監。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。お答えします。3,650 を 5 で割ったもの、数字を 1 つ足せばいいと思います。

◆中西照典座長 はい、いいです。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。

◆中西照典座長 はい。

() 5 で割って、3,650 を 5 で割って、650、650 平方メートル。

◆中西照典座長 650 ぐらいを足せばいいということですね。30 とかそう、これを 5 で割って、3,650 を 5 で割って出たものを 1 つ足せばいいということですね。

() 4,280 か。

◆上田孝春議員 第 2 庁舎と下の駐車場は一体どうするだ。

() 650 な。

◆高見則夫議員 1,200、1,300。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 そうすると今、650 が地下1階の面積になるわけで、これは地下駐、半地下駐の場合に、これ建物の下に駐車場ですわね、それから広げるということはできないわけですね。これちょっと確認、大事なことから。要するに建物の下が駐車場になっておると。だけでも敷地はまだ広くあるわけだけでも、それから広げて駐車場を地下駐なり半地下駐をとるということはできるかどうか、これちょっと確認です、はい。

◆中西照典座長 前田専門監。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。建物の外周に柱が出ますので、その柱と柱の間に車を止めます。ただ、ピットを広くとれば車をはみ出すことはできるんじゃないかなという感じはしますけれども、一般的には建物のいっぱい駐車場というふうに考えていただきたいと思います。

◆中西照典座長 この辺まではいいですね。それから、次の免震工法は先ほど確認しました。現本庁舎、第2庁舎ともに免震工法でいくと。概算、工事概算は、これはないわけです。これはまだ全然、それから工期については、工期については、これは今のところ入っていませんけれども、考え方としてはここでお話しできますか、それともどうですかね、駐車場までせんとここが出てこんとかそういうあれですかね。それとも話ができない。これは、じゃあもうまったくできんということですね。いやいや、まったくできんって、駐車場の話がきっちりしてもこれは出来んということは空欄でいくということかね。

◆上田孝春議員 これはね。

◆中西照典座長 はい、ちょっと上田議員さん。はい、上田議員。

◆上田孝春議員 それはやっぱり決まってあれして仕事のやり方ですよ、もう、問題は。同時に全部やるのか、その辺によって工程はかなり変わってくると思うから、工期が変わってくると思うからなかなか入れないという、入れれないというのがあれですわ。

◆中西照典座長 じゃあ、ここは今のお話からすると、やはり工期については空欄でいかざるを得ないだろうという話ですね。はい。それから財源については、これはまだ金額が決まっていますのでなんぼなんぼとは言えませんが、少なくとも合併特例債を使ったり、防災対策事業債、国庫補助金、基金、こういうものは使っていくんだという考え方についてはいいですね。内容はないですけどね。それから、そこに書いてあるように、合併特例債の発行期限が平成26年度末から31年度末に延長になった場合は、いわゆるこれもこういう補助金と基金を使うんだということ。それからその下の合併特例債の市の実施する返済額というのは、これは、これも金額はないけども、20年間でとにかく返すということですね。

それから当然金額が出ないんであれできないけど、20年間で返済していくんだということは、それはいいですね、はい。それから次の、今の本庁舎体制が3庁舎でこっちは7庁舎というふうになっておりますけども、これもいいですね、今の現状のままでいくとすればね。はい。それからこのちょっと参考も確認します。参考、一番上ですね、建設費はあくまでも概算であり、今後設計の段階で精査される。建設費がどういうふうになっていくか分かりませんが、設計の段階で精査、これは別に当然の話だと、いいと思います。それから、建設費の範囲は庁舎

工事に直接関係するものに限定しており、周辺工事、仮庁舎、仮駐車場等の経費は含まれておりません。この点はいいですか。いいですね。それから、両案とも耐震性の不足している現2庁舎の使用は前提としていません、これもこの間。それから第1号案の建設費概算は、耐震工法を免震構造とした場合で算出しております。これはそういうふうにしておるということですから、これもいいと思います。それから、第2号案では着工に先立ち文化財調査が必要となります。必要となるということは、これはお話の中で出ていますので、期間とか何も書いてありませんけど、必要であるということについてはよろしいですか。はい。では、ちょっと待ってください。ちょっと次長の方から、はい、すいません。

○田中利明市議会事務局次長 すいません。確認させてください。延べ床面積の新第2庁舎は、結局何平米ということになるのでしょうか。

◆中西照典座長 前田専門監、すいません。前田専門監、これはさっき3,650を5で割ってそれを足せという話でしたね。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。

◆中西照典座長 ちょっと計算機がありますんで、ちょっとそれでしていただいて、その数字をちょっと教えてください。はい、お願いします。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。お答えします。4,380平方メートルです。

◆中西照典座長 4,380と。

○田中利明市議会事務局次長 それがあれです。地下1階地上5階建ての新第2庁舎の面積は4,380平方メートルということで、それで、駐車場についてはまた次の議論ということで、はい、はい。

◆中西照典座長 ここまでですけども、何か、一応ここは皆さんの了解を得て、

◆角谷敏男議員 ちょっと確認です。

◆中西照典座長 はい、角谷議員。

◆角谷敏男議員 財源のところは、

◆中西照典座長 マイクお願いします。

◆角谷敏男議員 財源のところは、一応金額抜いて合併特例債、国庫補助金、基金ということで、これ書くんですね。それで、26年度末から云々というのもこれは書くんですか。

◆中西照典座長 いや、これはまだこれから概算費のところはまったくないんで、書く、書かん、そこが決まればこう、あとは計算上の問題ですし、もしも、どういうふうにこれからなるか分からんけど、とりあえずこれは使いますよということです。はい。

◆角谷敏男議員 じゃあ、確認の意味で、確認ですけど、駐車場と建設概算費が出た段階でまた協議するという意味ですね。

◆中西照典座長 金額はそうなります、金額はね、出れば。ただ、こういういろいろな特例債とか、補助金等は使います、その名前はこういうものを使いますよということですね、はい。

◆角谷敏男議員 ちょっとあと2点が、その参考のところの第2号案では、着工に先立ち文化財調査が必要となる、言い切ってあるんだけど、これは法的にこれは必ず云々というのが出てくるという意味でやるのかな。それとも、資料があるかないか分からんけども、ごめんなさい、

文化財の調査をこれは法的にどうしてもやらんといけんということになってんのかな。なんかこう、法的には縛られてないじゃないかという意見もちらっと聞いたりなんかするもんだから、ちょっとこれはきちっとしておかんといかんじゃないかなと思ったもので、それで確認ですわ。

◆中西照典座長 専門監の方では分かりませんね。では、文化財、じゃあ。

○中村英夫市議会事務局長 はい、文化財課で確認します。

◆中西照典座長 はい。

○中村英夫市議会事務局長 それで明日ご報告いたします。

◆中西照典座長 はい。

◆角谷敏男議員 あともう1点ですけど、

◆中西照典座長 はい、角谷議員。

◆角谷敏男議員 この第2号議案ざっといっているんですけど、第1号議案の記載内容というのは、これはどういうふうに、これ、また確認していくわけですか。確認せんといけんじゃないかなとは思っているんですけど。議論の対象に乗るか、乗らんかもありますけども。

◆中西照典座長 そうすると、確認というのは時間がないんで、じゃあ、今、ちょっと概要をちょっと述べてみます。皆さんが、違和感があったり、確認せんといけんことがあったら言ってください。

◆中西照典座長 じゃあ次長、読んでください。

○田中利明市議会事務局次長 はい。では読み上げさせていただきます。第1号案、旧市立病院跡地への移転、新築移転ということであります。概要、旧市立病院跡地に地上6階建ての新築庁舎を建設する。敷地内に平面駐車場と広場を設ける。新庁舎は耐震安全性の高いユニバーサルデザインに配慮した構造とする。本庁舎整備につきまして、位置は、鳥取市幸町71他、旧市立病院跡地。延べ床面積約2万3,500平方メートル。耐震工法は設計段階で決定。駐車場、屋外平面駐車場200台。建設費概算約74億8,000万円ということで、設計管理費、約2億7,000万円を含む。工期は約1年半。財源、合併特例債約69.8億円、国庫補助金0.7億円、基金約4.3億円。合併特例債の市の実施する返済額は20年間で約24.6億円、1年当たり約1.2億円。本庁体制は3庁舎で内訳は新庁舎、駅南庁舎、下水庁舎であります。以上です。

◆中西照典座長 はい、角谷議員。

◆角谷敏男議員 はい。なぜかと言うと、きょうの段階では駐車場建設費概算が第2号議案、この現在地案では出てないわけですよ。それで、工期もちょっとこれはやり方があるということとで空欄になっているわけですけど、一方、第1号議案というのは、もう数字が入るわけですけども、なんとなく対比表ということで扱うなら、やっぱり同等にやっぱり扱わんといけんじゃないかなという気はちょっとするもので、きょう最終結論を出せとは思わんけども、やっぱりその辺もちょっと明日でも議論をする必要があるんじゃないかなと思うんですよ。やっぱり市民に説明するという点から言って、どういうものにするかという点との関係がやっぱりあると思います。

◆中西照典座長 明日というより、今、意見があるようでしたら言ってください。つまり、一方が空欄にもしもなった場合に、その一方に数字が書いてあるのは不公平じゃないかというお話

ですけども、その辺、上杉委員、はい。

◆**上杉栄一議員** ここは明日の議論になるだろうから、と思うわけでした、今からこれをどうのこうのっていう話にはならんというふうに思っております。ただ、財源についての数字の内容については、これは市の執行部がそれなりのそれこそ基準の中で判断した数字ですから、入れるか入れんかっていうのは明日の、明日以降の議論だというふうに思っております。

◆**中西照典座長** そのような判断でいいですか、きょうはね。はい、きょうはですね。そうしますと、事務局、明日の午後は日程的に大丈夫でしたか。ちょっと、はい、どうぞ。

○**中村英夫市議会事務局長** 明日 10 時から予算審査特別委員会がありまして、もう午前中には終わります。ですから午後 1 時からお願いできるだろうと思います。

◆**中西照典座長** 1 時はちょっとあれなんで、2 時にしますか。ね。2 時半ってややこしい、2 時にしましょうか。はい。じゃ、明日は 2 時ということで、検討会を開催いたします。もう議論がしてますんで、何とか議会の開催中に整理されたいという、この皆さんの思いでありますし、その方向に進んでおると思います。では、開催は明日の 2 時に検討会を開催しますのでよろしく願います。ただいまをもちまして、鳥取市庁舎の整備に関する住民投票条例検討会第 12 回を終了します。